

# 参 議 院 内 閣 委 員 会 会 議 錄 第 五 号

(一一六)

第七十七回  
午前十時三十九分開会

昭和五十一年五月十八日(火曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

五月十三日

辞任  
森下  
山本茂一郎君

補欠選任  
森下  
泰君

五月十四日  
辞任  
源田  
実君

補欠選任  
山本茂一郎君

泰君

五月十七日  
辞任  
中村  
野田  
秦  
豊君

補欠選任  
稻嶺  
一郎君

泰君

出席者は左のとおり。  
委員長  
理事

源田  
実君

補欠選任  
稻嶺  
一郎君

泰君

委員

中山  
太郎君

太郎君

中村  
野田  
秦  
豊君

太郎君

世耕  
政隆君

哲君

寺本  
広作君

君

八木  
一郎君

君

山本茂一郎君

君

吉田  
上田  
片岡  
矢田部

君

太田  
淳夫君

君

峯山  
昭範君

君

岩間  
正男君

君

河田  
賢治君

君

國務大臣  
(總理府總務長官)

植木  
光教君

○委員長(中山太郎君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

政府委員

人事院 総裁　藤井　貞夫君

人事院事務総局  
給与局長

人事院事務総局  
任用局長

職員局長

総理府人事局長

総理府統計局長

防衛庁人事教育  
局長

林野庁長官

竹岡　勝美君

川村　皓章君

秋富　公正君

茨木　廣君

中村　博君

今村　久明君

事務局側  
常任委員会専門  
員

首藤　俊彦君

説明員  
内閣官房内閣参考官

内閣総理大臣官房参考官

大蔵省主計局給与課長

郵政省人事局厚生課長

労働省労働基準局補償課長

労働省職業安定局業務指導課長

自治省行政局公務員部給与課長

金子　憲五君

望月　三郎君

岩田　立夫君

吉居　時哉君

石川　雅嗣君

溝邊　秀郎君

溝邊　秀郎君

吉田　時哉君

立夫君

三郎君

憲五君

本日の会議に付した案件

○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昨十七日、源田実君が委員を辞任され、その補欠として稻嶺一郎君が選任されました。

○委員長(中山太郎君)　それでは、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたしました。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。植木総務長官。

○国務大臣(植木光教君)　ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申上げます。

本年二月二十六日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務上の災害または通勤による災害を受け長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、國家公務員災害補償制度に関する評価の改善、他の法令の創設、身体障害に対する評価の改善、他の法令による給付との調整方法の改善を図る等の必要がある旨の意見の申し出がありました。

政府といたしましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出に従い、国家公務員災害補償法等の一部を改正する必要を認め、この法律案を出した次第であります。

次に、改正の内容についてその概要を御説明申上げます。

まず第一は、療養の開始後一年六ヶ月を経過しても治らない病状の重い長期療養者に対しては、現行の休業補償にかえて、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に相当する額の傷病補償年金を支給することにしたことであります。

第二は、神経系統の機能または精神の障害等について、障害等級表の改正を行うこととしたことであります。

第三は、災害補償の年金と厚生年金保険法等に

よる年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、その方法を改善整備したことであります。

第四は、補償額の算定の基礎となる平均給与額について、一般私傷病のため勤務することができなかつた場合についても、その計算の基礎となる日数及び給与から控除して算定することとしたことであります。

第五は、審査の申し立て制度を改善し、福祉施設の運営について不服のある者について、人事院に対する措置の申し立てができることとしたことであります。

なお、以上の改正は、障害等級表の改善については昭和五十年九月一日から、審査の申し立て制度の改善についてはこの法律の公布の日から、その他については労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて、昭和五十二年四月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中山太郎君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君　まず、人事院の方にお伺いをいたしますが、国家公務員災害補償法の二十条の二について見解を伺いたいと思います。

二十条の二について、「生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況」であつたかどうか、この点については一体どの機関、あるいはだれが、

その状況が高度の危険が予測される状況であったかどうかを判断をして決定をすることになるのか、この点をまず伺いたいと思います。

○政府委員(中村博君) いま先生御指摘の、高度の生命または身体に対する危険という場合にどのような該当性があるかと申しますと、まず第一番は、人事院規則でこの法を受けまして職員の種類と職務を書き上げてございます。したがいまして、たとえば、警察官について申しますと、犯罪の捜査、犯人または被疑者の逮捕、看守または護送等々の職務が挙がっております。したがいまして、そのような条件に該当いたしますが、これを人事院と協議して判定する、かように相なうな程度の危険の状態、こういうものであろうと考えてございます。現実の場合には、実施機関がこれをお人事院と協議して判定する、かのように相なうな程度の危険の状態、こういうものであるうとされています。

○野田哲君 そういたしますと、人事院規則で定めある職務、職種、それから内容、これに該当する場合には、結果的には今日までの状況ではどうなんですか、この人事院規則に定めてある職種なり職務内容であればすべて該当していると、こういうふうに実情としてはなつていているというふうに理解をしてもいいわけですか。

○政府委員(中村博君) 私どももさように理解してございます。

○野田哲君 ここに定めてあるような人事院規則の規定による職種あるいは職務内容の場合でも、たとえば職員の暴走的な、無謀な行動といふような場合があるのはあるのではないか、想定されるんではないか、そういう場合に、この無謀な行動に起因しての負傷あるいは死に至った、こういう場合でもこれは該当すると考えていいわけですか。

○政府委員(中村博君) 先ほど先生も御指摘のとおり、これは職務上の義務として高度の危険が予測される状態において、その職務を執行するという場合に、いわゆる特別公務災害を認めておるわけでございますので、いま先生がお述べになりました無謀なという、いろいろ御解釈のしようもあ

らうと思ひますけれども、職務命令に基づかずしてのような行為をした場合、仮にそう理解さしていただきますとこれに該当しないということに相なります。

○野田哲君 これは国家公務員の場合でなくして、地方公務員の場合にも地方公務員災害補償法、これは国家公務員の場合にも地方法典災害補償法、これまであります。その場合、二十条の二に該当する職として消防の職員が指定をされております。火災の現場等で一々職務命令によって対処できるかどうか、恐らく対処できないと思うのです。そういう場合に消防職員が常識的に客観的に見て非常に無謀な行動をとった、こういうことで死に至る場合もあるのではないかと思うのです。そういう場合には、一体判断をどういう機関でやるか、こういう問題があるのではないかと思います。国家公務員の場合においても、やはり警察官の職務執行上無謀な、言うならば警察官の功名心に駆られたよな、はね上がったような行動によって死に至った、こういう場合があるいはあるのではないかと思ひます。そういう場合でも、いまの説明によるとほぼこの職種、職務に該当しておれば百分の五十七、この措置を受ける、こういうことになるわけですか。

○政府委員(中村博君) 先生の御設定の無謀などいう意味合いが、ちょっと抽象的な御発言でございますのでよく私どもわかりかねますが、先ほど申し上げましたように、このような職務を遂行する場合には、ある一定の対象に向かっての消防作業への従事といふことが職務命令總体でございます。したがいまして、いろいろなその場に応じた対応の行動があり得ると思います。したがいまして、どの限界を超えたものを先生のおっしゃるよう、こ申しますか、そういうような行為と見るのか、これは個々の事案につきまして十分その実態を審査した上で、検討した上でなければ出てこないこと

でございまして、簡単に一般論としてお答えできぬと思います。しかし、全く職務命令を外れています。その場合、二十条の二に該当しないということに相なります。

○野田哲君 これは国家公務員の場合でなくして、先生おっしゃいますように、何と申しますか、功名心に駆られたその枠外の行為であるといふ場合には、職務執行には当たらないといふふうに解するのが一般論ではなかろうか、かように考

えてございます。

なお、もちろん当然なことながら、その認定権限は実施機関にあることございます。

○野田哲君 ここに定めてある二十条の二、それに基づく人事院規則で定めてある職種あるいは職務内容以外で、公務員について危険が全く予知され、当初から危険が予知される、こういう状況のもとで職務に従事することはあり得ないというふうに、人事院はそういう認識に立つておられるのかどうか、この点について見解を伺いたいと思います。

○政府委員(中村博君) 先ほども申し上げましたように、現在規則である一定の限界を定めておるわけでございます。しかし、このような場合以外ふうに、人事院規則で定めておりますようないいえども、あるいは私どもの勉強不足のためか、この点について見解を伺いたいと思います。

○政府委員(中村博君) 先生の御設定の無謀などいう意味合いが、ちょっと抽象的な御発言でございますのでよく私どもわかりかねますが、先ほど申し上げましたように、このよう職務を遂行する場合には、ある一定の対象に向かっての消防作業への従事といふことが職務命令總体でございます。したがいまして、いろいろなその場に応じた対応の行動があり得ると思います。したがいまして、ど

味において合致すると、こういう考え方でおるわけござりますので、民間にもあるというような例の場合には、ひとつ慎重な検討が必要ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○野田哲君 いまの職員局長の話ですと、これ以外でもあるとあるけれどもここに限定をしていりんだ、こういうふうに受け取られるわけなんですが、たとえば建設省の地方建設局の職員、河川管理をやっておる職員が河川の決壟という状況にある場合、当然そこへ防災活動のために従事をする、非常な危険が予知される場合があるわけであります。地方公共団体の職員の場合にも、河川の決壟あるいは海岸の堤防の決壟等々の防災活動に従事をして死亡をした例を私は知つております。

○野田哲君 ある場合はまた病院の看護婦さん等が、病院が火災になって患者を救助している過程で火災に巻き込まれて死亡した、こういう例もあるわけであります。当然こういうような、幾つかの例を挙げたわけでありますけれども、非常な危険が予測をされる状況の中で、人命救助あるいは防災活動に従事をしているわけです。なぜこういうよう挙げたわけでありますけれども、非常に危険が予測をされる状況の中では、人命救助あるいは防災活動が対象にならないのか、重ねてこれは見解を伺いたいと思います。

○政府委員(中村博君) 私が先ほど御説明申し上げました点で、ほかにもあると申し上げましたのは、言葉足らずでございまして、ほかもあり得るかも知れないけれども、現段階においてはこの規則で定められたものでございますと、こういうふうに申し上げたつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、いま先生お出しになりました設例、



も、その趣旨の附帯決議が行われたというような状況もあるわけでございます。そういうことで、われわれといましても十分事柄、内容というものは承知をいたしておりますつもりでございまして、これに対する慎重なひとつ検討というものを取り組んでいきたいという状況にあるわけでござります。

ただ、御承知のように、やはり災害補償というのは一般の民間の場合との均衡の問題といふものもございます。それからまた、国が補償する地方団体が補償するということでございますので、もちろん乱に流れるというようなことは、これは十分差し控えなければならない、慎まなければならぬという別個の要請もあることではございます。しかし、いま問題になつておりますよ

うに、いま総務長官あるいは職員局長や人事院総裁

いと思います。

○野田哲君 それでは、次の問題に移つていただき

ます。も、民間との均衡、労災とのバランスといふことを強調されておるわけであります。

それに関連して民間とのバランスがとれているかどうか、こういう問題で、法定外支給金の問題について伺いたいと思うんです。

○野田哲君 いま審議をしている公務員の災害補償制度、これ

は当然、民間の労働者の労災保険制度に準じてそ

の制度がつくられているわけですが、民間

の労働者の労働災害による死亡の場合に、いわゆ

る労災補償制度による補償のほかに、使用者

企業側から見舞い金あるいは慰謝料、こういうよ

うな名目で、いわゆる法定外支給が行われている

のが常識的な通例になつてゐると思うのです。

この民間の企業で行つてゐる労災補償以外のいわゆ

る法定外支給、この実態について人事故院では調査

をされておられますかどうか、この点をまず伺いたい

と思います。

○野田哲君 重ねて郵政省に伺います。

○野田哲君 その概況、調査されておるのであれば

せんけれども調査をいたしてございます。

○野田哲君 その概況について、企業としては労働災害によつて死亡した場合にどのくらいの法定外支給と

いりますか、見舞い金、慰謝料等の支給がされ

りますと、七七%の企業がこれを実施いたしてございます。それから、同時に行わされました労働省の三十人以上の規模の調査によりますと、これは小規模企業を含んでございますので三八%が実施をしておると、こういう数字に相なつてござい

ます。

○野田哲君 たとえば、遺族の補償につきましても、大

変いろいろ形の出し方といいますか、がござい

ます。定率、あるいは定額、あるいは勤続年

数別あり、役職別ありといふことで、それからま

た同時に、果たして上積みの補償なのか、いわゆ

る甲慰、見舞い金なのか、その辺の性格も、調査

の限界ではござりますけれどもよくわからない、あるいはまたまちまちであるということござい

ますので、すべて、先ほど申し上げましたよう

三十人以上の規模では三八%、四〇%を割つてお

るというような実施状況ともあわせて、果たして

どのようにこの額等も見たらよろしいかといふよ

うなことがあります。それで、先ほど申し上げま

したようにこの額等も見たらよろしいかといふよ

うなことがあります。それで、先ほど申し上げま

したようにこの額等も見たらよろしいかといふよ

うなことがあります。

○野田哲君 たとえば労災の上積みとして遺族補償

を出しておりますといふのが七百四十一社私ども

の調査でありまして、その額は十万円から四十九

万円までのものが百十二、それから五十万から三

百万のものが百四十七、三百萬を超えるものが約

三百というような分布になつてございます。

その平均値がどうかといふことは計算の方法によつて

いろいろ違いますけれども、私ども大体三百万か

四百万だと考えてございます。そういうような実

情でございます。

○野田哲君 わかりました。概略の説明ですけれ

ども、少なくとも三百万ないし四百万、平均的に

考えれば見舞い金が出ている。こういう非常にこ

れは格差がある。いま公務員の場合には法定外給

付百万ですから、いまの報告によつてもかなり

の格差があるということがはつきりしておるわけ

です。

○野田哲君 関連をして、郵政省、見ておりますか。

—郵政省の職員の場合に、昭和四十九年の災害補償統

計を見ると、その資料では四十九年の郵政省関係の職員の災害件数九千三百十四件、こういう数字が発表されておりますが、四十九年で郵政省職員が死亡という場合の件数は何件ぐらいありますか。

○野田哲君 それで、次の問題に移つていただき

ます。も、民間との均衡、労災とのバランスといふことを強調されておるわけであります。

○野田哲君 公務員が公務で死亡した場合の措置について、いま審議をしている公務員の災害補償制度、これ

は当然、民間の労働者の労災保険制度に準じてそ

の制度がつくられているわけですが、民間

の労働者の労働災害による死亡の場合に、いわゆ

る労災補償制度による補償のほかに、使用者

企業側から見舞い金あるいは慰謝料、こういうよ

うな名目で、いわゆる法定外支給が行われている

のが常識的な通例になつてゐると思うのです。

○野田哲君 企業で行つてゐる労災補償以外のいわゆ

る法定外支給、この実態について人事故院では調査

をされておられますかどうか、この点をまず伺いたい

と思います。

○野田哲君 十全なものではございませんけれども、調査をいたしてございます。

○野田哲君 その概況について、企業としては労働災害によつて死亡した場合にどのくらいの法定外支給と

いりますか、見舞い金、慰謝料等の支給がされ

るか、概況を簡単に伺いたいと思います。

○野田哲君 まず、私どもの調査によつて、何らかの形でいま先生御指摘のような

法定外給付をいたしておりますものは、私ども百

人以上の企業を対象として調べましたところによ

りますと、七七%の企業がこれを実施いたしてござります。

○野田哲君 それから、同時に行わました労働省

○説明員(岩田立夫君)

日本郵便通送株式会社の場合には、確かにその業務上の災害により死亡した方に対しましては、その遺族に見舞い金として一千万円を支給しているということであります。が、これはやはり業務上の災害に対する補償的な意味合いを持つておると、このように推察するわけでございます。国家公務員の公務災害につきましては、国家公務員災害補償法というものの定めるとこころによって補償されることはされておるといふことでございまして、郵政省としてはこれに従つて措置せざるを得ない、このように考えております。

○野田哲君 いや、あなたに聞いておるのは、これは法によつて措置せざるを得ないわけですから、人事院の定めるところによつて措置せなければならぬのですから、それは何も私が聞くとろじやないんです。現実に郵政省の職員と日本郵便通送の職員とが同じ郵便物の輸送業務に携わつておつて、片一方は公務災害補償プラス百万円の特別支給金、片一方は一千万円。あなたは郵政省の職員の福利厚生、公務災害補償の問題を担当しておつて、こういう状態にあることについて、郵政省の職員の立場を考えて、この百万円が妥当であるかどうか、どう認識されておるか、その認識を聞きたいんです。

○説明員(岩田立夫君) こういうふうに、郵政省の職員が特殊な立場と申しますが、あることについては十分われわれは心情的には理解しております。しかしながら、公務災害についての補償という点は全体の体系の中におきましてどのように位置づけるかということにつきましては、これらの郵便職員の職務内容の実態というようなものにつきましても、人事院にも十分実態を御説明するというよう考慮を払つておるわけでございます。

○野田哲君 まあいいですよ、それは、人事院の総裁と総務長官と伺うんですが、いま一つの例を挙げてこの法定外給付の問題、全く同じ郵便の業務に従事をして同じ赤い車を走らせておるわけですよ。同じ赤い車に郵便物を積んで走

しては、国家公務員災害補償法といふものの定め

としておつて、片一方は郵政省と書いてある、片方は車に日本郵便通送という標識が出ておる、片方は車に日本郵便通送という標識が出ておる、片方に死亡した、郵政省の方は百万円、日本郵便通送の方は一千万円。どうですかこれ、百万円が妥当と思われますかどうですか、人事院の総裁、どう考えられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 民間の法定外給付の実情等について常に關心を持って調査もいたしております。また、その結果について、これを踏まえて検討もいたしておりますのでござりますけれども、民間の場合、法定外給付が大変手厚く行われております。いま先生がお挙げになりました点、私も、直接は承知をいたしておりませんけれども、私、直接は承知をいたしておりますのでござります。しかし、企業の分野においてもその分野ももあるということは、これは事実でございます。いま先生がお挙げになりました点、これは事実でござります。しかしながら、民間の法定外給付に當たる特別の処遇としては大変手厚い法ども、御承知のように國家公務員の場合におきましても、それらの点は頭に入りません。

○野田哲君 日々前進をさしていく、勤務条件を向上させるために何よりも大切なことは一つの大好きなねらいでござります。つまりいと御指摘がございました点を考慮をいたしまして、法定外給付に當たる特別の処遇としては、一般的な法定外給付の特徴を加えておるつもりでございまして、そういう点には十分配慮を加えておられるつもりでございまして、そういう点から、従来いろいろと御指摘がございました点を考慮をいたしました。しかし、企業の分野においてもその分野ももあるということは、これは事実でござります。したがいまして、われわれといたしましても、それらの点は頭に入れないけれども、御承知のように國家公務員の場合におきましては、御承認をいたしておるのと同様の待遇をすることが最も重要なことです。

○野田哲君 遺族につきましては五十年一月からでございます。それから、この四月から障害特別援護金を差し上げるという準備をいたしてございます。三級百万元というのが制定されたのはいつですか。

○政府委員(中村博君) 五十年一月からでございます。それから、この四月から障害特別援護金を差し上げるという準備をいたしてございます。三級百万元というのが制定されたのはいつですか。

○野田哲君 先ほど、総裁も総務長官も、民間には非常に手厚い補償をされているところもあるとされています。これは、国民の税金でもつて公務員といふうふうなことは無論考えておりません。一般的にはかなりばつつきはありますけれども、大半のところが何がしかの措置をされているといふことはほぼ説明されていると思うんです。大体三百万、四百万、その辺がスタンダードなところでございます。

○國務大臣(植木光教君) ただいま人事院総裁から御説明がございましたように、民間との均衡の問題がございまして、民間で非常に手厚い給付を行つておりますところと、そこまで至らない弱いところもあるわけでございます。そのゆえをみると、一般的にはかなりばつつきはありますけれども、大部分のところが何がしかの措置をされているといふことはほぼ説明されていると思うんです。大体三百万、四百万、その辺がスタンダードなところでございます。

○野田哲君 まあいいですよ、それは、人事院といつても、非常によい公務に優秀な人材を確保できないことがあります。また、一般的な納得が得られない場合があります。だから、それは一千萬の例も私は出したんだね。だから、それは一千萬の例も私は出したんだね。だから、それは一千萬の例も私は出したんだね。だから、それは一千萬の例も私は出したんだね。だから、それは一千萬の例も私は出したんだね。

○國務大臣(植木光教君) ただいま人事院総裁から御説明がございましたように、民間との均衡の問題がございまして、民間で非常に手厚い給付を行つておりますところと、そこまで至らない弱いところもあるわけでございます。そのゆえをみると、一般的にはかなりばつつきはありますけれども、大部分のところが何がしかの措置をされているといふことはほぼ説明されていると思うんです。大体三百万、四百万、その辺がスタンダードなところでございます。

○野田哲君 まあいいですよ、それは、人事院といつても、非常に手厚い給付を行つておりますところと、そこまで至らない弱いところもあるわけでございます。そのゆえをみると、一般的にはかなりばつつきはありますけれども、大部分のところが何がしかの措置をされているといふことはほぼ説明されていると思うんです。大体三百万、四百万、その辺がスタンダードなところでございます。

○國務大臣(植木光教君) ただいま人事院総裁から御説明がございましたように、民間との均衡の問題がございまして、民間で非常に手厚い給付を行つておりますところと、そこまで至らない弱いところもあるわけでございます。そのゆえをみると、一般的にはかなりばつつきはありますけれども、大部分のところが何がしかの措置をされているといふことはほぼ説明されていると思うんです。大体三百万、四百万、その辺がスタンダードなところでございます。

んだ方が金になるという、これはやはり私は妥当じゃないと思うんです。俗に言う殉職ですからね。殉職した者が交通事故で死んだ者より金額が低い、こうしたことでは、やはり私は妥当な措置ではないと思います。

重ねて人事院の総裁に伺いますけれども、この特別支給金の制度について、さらに今後改善のための検討を行われる意思があるかどうか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員(藤井真夫君) 公務員に、同じ死ぬなら自動車事故でというような風潮が仮にありといたしますれば、これはゆききことでございまして、これは好ましいことではございません。われわれといたしましては、民間の法定外給付の状況というものの推移もございますけれども、しかし、そういういま御指摘のございました自賠法の関係その他についても、当然検討の対象にいたしておりますところでございまして、そういう意味では、現在の制度というものがまだ十分でないということははつきりわれわれも認識をいたしております。そういう意味で、いままでも努力をしてまいりました結果、一応道は開けたということでございますけれども、この額、措置というものが十分あるとは私自身も思っておりません。今後、この改善のためには、ひとつ積極的にさらに努力を重ねまいりたいと思っております。

○野田哲君 次の問題に入ります。

いまの点はぜひ重ねて検討をお願いしておきたいくらいです。

きょうは労働省の方来てもらっていないんですねが、職員局長に伺いますが、あなたのところは公務員の災害補償の問題を担当されておるわけで、先ほど来、労災とのバランスということをしきりに強調されているんですが、労働省の労働基準局が出した基発第五九号という通達、これ、いまお持ちですか。

○政府委員(中村博君) ただいま手元にござります。

○野田哲君 いつ出されたわけですか、

出された年月日。

○政府委員(中村博君) 基発五九号は、この資料によりますと昭和五十年の二月五日に相なつてござります。

○野田哲君 当然この労災補償に準じてやるといふことでありますから、あなたの方の公務員の取り扱いについても、この基発五九号、これがやります。

○政府委員(中村博君) 労働省の研究の結果を検討いたしまして、私どもも昭和五十年の四月一日、職補三一六号をもつてこの通達を発してございます。

○野田哲君 いまの労働省の基発五九号、それからあなたの方から出された通達、これの以前と以後では認定が非常に変わってきたというのがもつぱらの公務員の職場の意見なんです。それ以前に比べるとこれが出された以降は非常に厳しくなつた。以前は認定をされていたものが、同じ症状であつてもそれ以後は認定をされない。たとえば、郵政関係の貯金局や保険業務のパンチャーハーは特定郵便局にも窓口に計算の業務に携わっている人がいる。以前はこういう業務に従事をしている人が類肩腕障害等で認定を受けたものが、同じ状態であつてもこれ以降は非常に厳しくなつて認定外になる例が非常にふえていく、こういう声を聞くのですが、あなたの方は、これによつてそういう扱いをやつているんですか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 私どもは、先ほど申し上げました職補三一六号は、これは改善の通達であると思っております。したがいまして、この通達の発出前と発出後において、そのような認定に取り扱いを異にするということは全くございません。したがいまして、いま先生御指摘のある省の申請が多かったのに、一般事務の方々からの類肩腕の申請が多いために、これは新しい仕事でござります。

ざいますから、医学的な所見を十分整備するためいろいろ御苦心をなさつておると、こういう段階でございまして、その症状あるいは公務との因果関係の取り扱いにおきまして、この通達をもう一つのよりどころにされているんじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(中村博君) 労働省に専門家会議というのがありますが、その点はいかがですか。

○野田哲君 労働省に専門家会議というのがありますね、職業病についての専門家会議。この専門家会議を構成するメンバーの人選について、人事院の方は相談にあづかっておりますか、その点いかがですか。

○政府委員(中村博君) 私どもは、そのような専門家を御選任なさる場合に、これに御相談にあづかるというようなことはございません。

○野田哲君 あなたの方は、先ほど来災に準ずるんだと、補償の基準についても、認定についても労災に準ずるんだ、こう言っておられるわけですから、この基準を決めるのは、職業病については労働省の専門家会議が一つの判断を下していくわけですね。これに相談にあづかっていないということであれば、これはそこにも非常に問題があるのです。全然人事院が人選、構成について相談にあづかっていない、そこで決まったものがそのまま適用される、ここにも問題があるんですねが、ぜひひとつ、これは公務員も同じように扱われるんですから、人事院なり総理府として労働省に意見を申し出てももらいたいと思うのですが、この専門家会議の構成にあなたの方は相談にあづかっていないということですが、この専門家会議の構成にあつた方には確かめませんでしたけれども、東京医大の石田さんといふ医師の方がおられるんです。石田肇さんという方ですが、この専門家会議の石田肇さんといふ立場にある人です。この人がある本に一問一答で病気の問題について述べておられるんですね。まあ意味は、私どもが医学上習つてないものはこれは病気じゃないんだと、こういうことを言っておられるんですね。まあ意

味は、私どもが医学上習つてないものはこれは病気じゃないんだと、こういうことを言っておられるんですね。まあ意

る。つまり、いま郵政省あるいは総理府の統計局などで頸肩腕障害というような問題が大きく出る、そういうことを訴えられる人が多いけれども、私どもはそういうものは医学では習つていなんだから、私どもが医学上習つてないものは病気じゃないんだ。こういう意味のことをある本で述べておられるんです。そして、さらにはどういうことを言っておられるかといいますと、好きなことは改善こそせられ、決してかたく締めるというようなことはございません。

○野田哲君 労働省に専門家会議というのがありますね、職業病についての専門家会議。この専門家会議を構成するメンバーの人選について、人事院の方は相談にあづかっておりますか、その点いかがですか。

○政府委員(中村博君) 私どもは、そのような専門家を御選任なさる場合に、これに御相談にあづかるというようなことはございません。

○野田哲君 あなたの方は、先ほど来災に準ずるんだと、補償の基準についても、認定についても労災に準ずるんだ、こう言っておられるわけですから、この基準を決めるのは、職業病については労働省の専門家会議が一つの判断を下していくわけですね。これに相談にあづかっていないということであれば、これはそこにも非常に問題があるのです。全然人事院が人選、構成について相談にあづかっていない、そこで決まったものがそのまま適用される、ここにも問題があるんですねが、ぜひひとつ、これは公務員も同じように扱われるんですから、人事院なり総理府として労働省に意見を申し出てももらいたいと思うのですが、この専門家会議の構成にあなたの方は相談にあづかっていないということですが、この専門家会議の構成にあつた方には確かめませんでしたけれども、東京医大の石田さんといふ医師の方がおられるんです。石田肇さんといふ立場にある人です。この人がある本に一問一答で病気の問題について述べておられるんですね。まあ意

見が一致したのがその場合のわが国の医学水準を代表する意見だ、かような考え方で恐らくやっておられると思います。したがいまして、そのような意見をいたぐことによりまして、その総体の意見が一致したことをもござりますけれども、やはり新規の専門家がお集まりになりましてある一つの結論をお出しになりました場合に、それを私どもが十分に検討させていただいた上、つまり、私どもも健康専門委員の先生をお願いしてござりますの

で、それに基づきましていろいろ御相談を申し上げて、そしてこれを採用すべきものかどうかを決

定していただきました。その結果決定する。したがってその間にずれがあると、こういうことでござります。したがいまして、恐らく労働省の方とされましては、推測いたしまするのに、いろいろな御意見の方々にお集まり願つて御討議になつた結果がその通達としてあらわれております。したがいまして、その意味合いにおきまして、現代の医学水準が許容する水準である、かように考えまして、ほぼ同様の内容の通達を発した、かようなことに相なつておるわけでございます。

○野田哲君 人事院は直接ではないんで、直接の実施機関というのは各省庁になつてます。が、どうもこの職業病の取り扱いについて、私は各省庁実施機関の取り扱いが、予断や偏見をもつて取り扱われていてるんじやないかと思うんです。よつま、障害があると、腕や肩に非常に障害が起つたといいうようなことを訴え、これの認定の申し出をする者については、これは平易な言葉で言えば、仕事に精勤でない者がそういうことを往々にして申し出るんだと、まあ石田さんという方の言い方もよく似ていますよ。好きな仕事に集中しておればそんなことは起きないんだと、こんなじやないかと思うんで、そこで郵政省の課長に具体的なことを聞きますけれども、あなたのところでは公務障害の届け出があつたときは、これを認定するに当つて、前晩に睡眠を何時間とったか、マージャンはしたかしなかつたか、酒を飲んだか飲まなかつたか、そういうことまで調査をされている、こういうふうな例があるというふうに聞きましたが、その職場の長にやつておられるわけですか。

○説明員(岩田立夫君) 公務災害の認定に当たりましては入事院の定めた認定基準によつて行つておるわけでございまして、先生のいまおっしゃいましたように、具体的に酒を飲んだか、マージャンをしたかといいうようなこと等について、これを

調べるというような指導はいたしておりません。その私生活についてもいろいろなデータをいただきますけれどももし出先の所属長の方でそういうことまで調べて却下をした、こういう例があるとするならば、あなたの方はどういう処置をとられますか。

○説明員(岩田立夫君) 事実関係については十分調査をしてみたいとは思いますが、あくまでも、まあ却下と申しますか、公務外と認定するか、公務上にするかということは人事院の認定基準に従つてやつておりまして、判断に間違ひはないと信じております。

○野田哲君 私の耳に、私も同じ公務員仲間であつたからいろいろ入つてくるんです。どうもこの郵政省に限らず、各省庁実施機関の取り扱いの中には、体質論とか、あるいは私生活、前の晩によく寝たか、夜更かしをしたか、酒を飲んだか飲まなかつたか、マージャンやつたんじゃないかと、

こういうような私生活に及ぶことまでが調べられることを言つておられます。そこで、そういう要請が起つたといいうようなことを往々にして申し出るんだと、こういう偏見を持つておられる

ので、医学的な御判断に必要な限りにおいては、その私生活についてもいろいろなデータをいたします。したがいまして、四十九年度におきまして十四件公務

上と相なつてござりますように、私が先ほど申し上げましたような線で、個別的に医学的な御判断を行つた上で外を決める、かように相なつておるのでござります。

○野田哲君 いま脳出血の例を挙げたわけですがれども、脳出血というのはほとんどあれでしょ

う、職場で脳出血で倒れようと、通勤途上で倒れようと、脳出血の場合にはいまほとんど対象になつてないんでしよう。そうでしょう。なつてい

るんですか。

○野田哲君 いま脳出血の例を挙げたわけですがれども、脳出血といいうのはほとんどあれでしょ

う、職場で脳出血で倒れようと、通勤途上で倒れようと、脳出血の場合にはいまほとんど対象になつてないんでしよう。そうでしょう。なつてい

るんですか。

○政府委員(中村博君) 脳出血だからといって公務上ではないという考え方、イデオロギーは一切持つてございません。あくまでも、その方の素因も重大に考えなきゃいけませんけれども、たとえばお仕事が、まあ極端な例を申し上げまして、そ

のようないい例があるかどうかは別にしまして、毎日十時間も、二週間にわたりて超勤をなさつておるというような大変なお仕事に従事なさつておら

れる場合には、やはりある条件下においては医学的公務との因果関係性があるという御判断をいたしました。

○委員長(中山太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

○委員長(中山太郎君) 休憩前に引き続き、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○野田哲君 質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 自治省見えてますか。——午前中おられなかつたので話が前後いたしますが、国家公務員災害補償法、これに準じて地方公務員災害補

償法、これが制定をされている。これは前提としては国家公務員災害補償法に準ずるというたま

えになつてます。この国家公務員災害補償法の二十条の二、特別公務といいますか、

高度の危険が予測される状況のもとで公務に従事をした場合の特別措置が規定をされているわけ

です。地方公務員については、地方公務員である警察官と、それから消防の職員がこれと同様の措置がとられている、こういうふうに理解をしている

んですが、そのとおりですか。どうですか。

○説明員(金子憲五君) 警察官、消防職員のほかに麻薬取締員がこれに該当することになつております。

○野田哲君 具体的な例を挙げて当時とられた措置について伺いたいと思うんですが、たしかこの

二十条の二が制定をされ、それに合わせて地方公務員災害補償法でも同様の措置がとられた直後

に、地方公務員の関係で、高知県において一般職の地方公務員、役場の職員であったと思うんですが、役場の職員と、それから警察官であったか消防職員であったか、この特例に該当する職員とが同じ災害の現場において災害救助活動に従事をして死亡したと、こういう例があつたと思ふんですが、具体的にわかつておれば説明をしてもらいたいと思うんです。

○説明員(金子憲五君) 昭和四十七年の七月五日に高知県下に発生しました集中豪雨による山崩れのため生き埋めになつた者の救助の作業中に、再崩壊によりまして消防職員五人と、それから一般職員二名が死亡した事件がござります。消防職員につきましては、地方公務員の場合特殊公務災害と言つておりますが、特殊公務災害についての認定を受けております。一般職員二名につきましては、公務上の災害と認定はされておりますが、特殊公務災害の適用はなかつたという事件がございます。

○野田哲君 そういたしますと、その場合には消防職員五名については百分の五十、これが加算になる措置がとられ、同時に同じ現場に行って同様の業務をやつておる町村職員についてはこの対象ではないと、こういう措置がとられたと、こういふことで間違ひありませんか。

○説明員(金子憲五君) はい。同一状況のもとで同一の形で亡くなつた、公務のために亡くなつた方が、一方においては特殊公務災害として認定され、別の方は一般的公務災害として認定されるということになつたわけでござります。

○野田哲君 そのときに、結局消防職員との町村の職員、これはまあ分かれておりませんけれども、町としては同様の職員になるわけですね。消防職員も町の職員、こういうことになりますから非常に不合理を感じて、一般職員の二名について法律的な措置がそういうことできわめて不公平な形になつておるために、やむを得ず町長の方でバランスをとるために町独自にそれに応じた、消防職員に応じた措置をとらざるを得なかつた、こ

ういうふうに聞いているわけですが、その経過はわかりますか。

○説明員(金子憲五君) おっしゃられるようなことがございまして、まあ不均衡ではないかというようなことで、一般職員二名につきましても特殊公務災害の適用ができないものかという問題がございましたが、現行制度においてはそのようなことができないということで、結果的に町におきまして賞じゅつ金という形で、補てん措置を申しますか、消防職員との間のバランスを多少なりとも回復をするという措置が講ぜられております。

○野田哲君 自治省としてそういう具体的な事例があつたわけですけれども、そういう事例があつたことにかんがみて、この国家公務員の場合では二十条の二、これについてこの改正の必要を感じておられませんか、いかがですか、この点。

○説明員(金子憲五君) 特殊の職務に従事する、ただいま挙げました警察官、消防職員、それから麻薬取締員のほかの職員につきましても、同じようない度の危険が予測されるにもかかわらず、その職務の遂行のために亡くなられた、あるいは後には残るような障害を受けたという人につきましては、やはり手厚い措置を講ずるべきではないかとうふうなことがございます。まあこの件につきまして、私どもいままでいろいろ検討してまいりましたが、やはり現行の制度におきましては、やはり手厚い措置を講ずるべきではないかと願いいたします。よろしいですか。

○政府委員(中村博君) お尋ねの件につきましては存じておりません。

○野田哲君 それではね、この委員会の開会中には、これは防衛庁に聞けばすぐわかることがあります。調べて報告をしてもらいたいと思います。お

願いいたします。よろしいですか。

○政府委員(中村博君) かしこまりました。

災害に対する補償については「迅速かつ公正に」行うという規定があります。現行の制度のもとで、公務災害補償問題についてその手続の認定あるいは審査、これらのことが迅速かつ公正に行われているということを人事院は自信を持つてお答えすることができますか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 自信を持って仰せられますが、今後その点については国の方とも一緒に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○野田哲君 金子課長ね、あなたいま個別的に対応せざるを得ないのじゃないかと言われたけれども、現行法のもとで個別的に対応する方法があり

ますか、これはないでしよう。いかがですか、そのためは

ざいません。

○野田哲君 人事院の職員局長に重ねて関連をして伺いますが、これは日時は十分承知していない

ことですけれども、防衛庁の自衛官で、十六歳の自衛官が自衛隊の業務に従事中に死亡した、で、十

六歳の自衛官でありますから補償措置もきわめて薄いと、何か五万円ぐらいのものしか手に渡らないといったふうに聞いています。

○野田哲君 お尋ねの件につきましては余り幾らなんでもということで、これはまあ防衛庁のことですけれども、特別の規則か何かを改

正をして三百万円ぐらいいの措置をしたと、こういうふうなことがあったということを聞いているんですが、そういう経過を承知をしておられれば聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員(中村博君) お尋ねの件につきましては存じておりません。

○野田哲君 それではね、この委員会の開会中には、これは防衛庁に聞けばすぐわかることがあります。調べて報告をしてもらいたいと思います。お

願いいたします。よろしいですか。

○政府委員(中村博君) かしこまりました。

災害に対する補償については「迅速かつ公正に」行うという規定があります。現行の制度のもとで、公務災害補償問題についてその手続の認定あるいは審査、これらのことが迅速かつ公正に行われているということを人事院は自信を持つてお答えすることができますか、いかがですか。

○野田哲君 金子課長ね、あなたいま個別的に対応せざるを得ないのじゃないかと言われたけれども、現行法のもとで個別的に対応する方法があり

い申し上げておるわけでございます。しかし、先

生御承知のようにいろいろな疾病があります。また新しい事情も出てくるわけでございますので、

そういう点におきましては、多少迅速さは犠牲になりますが、公正を確保するという意味合いでおきまして、ある程度の時間が必要とする事態が生じておることは率直に認めるべきである、かよ

うに思います。

○野田哲君 それでは実施機関の方に伺います

が、総理府の統計局長おられますか。——あなた

のところでは、公務災害補償の手続、認定なり審査、迅速かつ公正に行われておりますか。

○野田哲君 それでは実施機関の方に伺います

が、総理府の統計局長おられますか。——あなた

のところでは、公務災害補償の手続、認定なり審査、迅速かつ公正に行われておりますか。

○野田哲君 それでは実施機関の方に伺います

が、総理府の統計局長おられますか。——あなた

のところでは、公務災害補償の手続、認定なり審査、迅速かつ公正に行われておりますか。

○野田哲君 それでは実施機関の方に伺います

が、総理府の統計局長おられますか。——あなた

の点が公務災害補償制度に対する職員の不信感の大きな要因になっていると思うんです。ですから、補償の実施機関と認定をする機関とは別途に指定をすべきではないか、こういうふうに思うわけですけれども、この点、人事院としてはどう考えられますか。

○政府委員(中村博君) 生先御指摘のように、まあ補償の実施の責めに任じますものは、認定とともに支払いを國の立場においていたすわけでございます。その場合に、いまおっしゃいましたように加害者が認定するということではなくて、やはりある災害が生じました場合には、その災害がたとえば疾病の場合でありますと、ある疾病であることが確認されて、その疾病と当該職員の担当しております公務との間の因果関係を認定することによって上外を分けるわけでございます。したがいまして、職場の実態を最もよく知つておる実施機関の長が認定することが、やはり一番迅速であり、かつまた公正であるという構造から、法はそのようなたでまえをとつておると思います。これはまあ労災保険においても大体の仕組みは同じでございます。で、もちろんそのような場合に、実施機関も神ではございませんので、また事案の内容によりましてはあるいは災害を受けられた方に御不満があるという例もあるかもしれません。したがいまして、そのような御不満もそのまま放置しておくべきではないという意味において、審査請求という制度を設けてそのような点において手落ちのないようにならしておる、こういう構成になっておるわけでござります。

○野田哲君 いまの職員局長の答弁では、職場の実情をよく知つておる機関だと、こういふお話をあつたわけですが、人事院として、この実施機関である各省庁に対して補償事務主任者というのを置くよろ、これは通達でやつておられるのかどういう手続をされておるのか知りませんけれども、補償事務主任者を置くことになつていいますね、この点どうですか。

○政府委員(中村博君) いまお示しの点は、人事

院規則一六一〇第八条において補償事務主任者を実施機関の長は指名しなければならないこと、それから「補償事務主任者は、実施機関の長の指示に従い、補償の実施を円滑にするように努めなければならぬ」と、かように規定してございました。そのとおり実施していただいておるのでございます。  
○野田哲君 総理府の場合に、この補償事務主任者といふのは、これは何名、どういうポストの人を指名をされておりますか。  
○政府委員(川村皓章君) 総理府の場合は、補償事務主任者は統計局長でございます。  
○野田哲君 総務長官、あなたのところのこの補償事務主任者といふのは、統計局の場合は統計局長です。  
○野田哲君 先ほど人事院は職場の実情がよくわかつたような立場の人をとつてお話をありました  
○政府委員(川村皓章君) 二千三十名でございま

が、統計局長、二千三十人の統計局の職員について、実際問題としてこの補償事務の主任者として万全の手続や措置がとれますか、いかがですか。  
○政府委員(川村皓章君) 先生の御質問は、恐らく多く多數の職場が管轄内に散在をしておるに、補償事務主任者の職務はその事務を円滑に行なうということにあるわけでございますから、やはり各省各局の職務の実態、職場の実態に応じて、できるだけ下部の方、まあ下部といいますか、先生のおっしゃる下の方まで、まあね、言葉は変ですが、綱を張つておくといふような体制は非常に望ましいものだと考えております。しかし、何と申しましても、人事院規則十一四でいたしてありますように、健康管理も一方では予防的措置として行われております。また、できるだけそのような疾病あるいは災害が生じないように、いろいろ常に健康、安全の観点から努力するということに相なつてございますので、まあそのような補償を行なうべきよろな事由が生じた場合に、その実情が十分にわかるような組織という点もあわせ考えていただくと大変幸いであると、かように思つております。

○野田哲君 人事院がそんな迎合されでは困るんを専門に扱う職員厚生管理室といふものも設けてございまして、それらを通じて、何も私が一人でただいまの郵政省の問題でござりますが、まあそれ組織の中には部もあり課もあり、またこの事務を

せんで、おのずから事務の分担がございまして、そういう意味でひとつの責任者としていまその主任者があるといふことをお答え申し上げたわけでございます。  
○野田哲君 郵政省の岩田厚生課長に伺います  
が、郵政省の場合には全国に非常に多数の職場があり、あるいは補佐的な者を置いているといふことは、な意味のお話があつたんですが、まあ統計局の場

ある。そして、しかもこの郵便物の場合でも外勤、内勤、それから汽車に乗つてやつている鉄道郵便、それに保険とか貯金とかいろんな職種があるわけですが、郵政省の場合には、この補償事務主任者といふのはどういう配置になつておりますか。  
○説明員(岩田立夫君) 郵政省の場合において、郵便局等につきましては地方郵政局長がなつてゐると思います。ちょっと正確には記憶しております。申しわけございません。  
○野田哲君 人事院の職員局長、この補償事務主任者といふのは、これはできるだけ現場の下へおろして配置する、こういうのが人事院の方針ではないんですか、どうなんですか。  
○政府委員(中村博君) いま申し上げましたように、非常に多數の職場が管轄内に散在をしておる。そういうところで、補償事務主任者が郵政局長というので、これで迅速かつ公正に事が取り運ばれるというふうにあなたお考えになりますか。  
○国務大臣(植木光教君) その前に、総理府そのものについての御指摘がございましたので、参考までにお答え申し上げておきますけれども、総理府は、主任者といたしまして統計局長、恩給局長、学術会議の事務局長、公文書館長、さらに、その他は人事課長といふふうにいたしております。なお、職員厚生管理室には四十四名の職員があります。なれば、主任者といたしまして統計局長の主任者としての職務の遂行には差し支えがない体制をとつております。  
ただいまの郵政省の問題でござりますが、まあ先ほどの御答弁によりますと、「と思ひます。」というような不確かな御答弁でございまして、その点少し私も確かめる必要があつたかと思ひます。ただいまの郵政省の問題でござりますが、まあ先ほどの御答弁によりますと、「と思ひます。」と統計局で申し上げました職員厚生管理室的なものがプロックごとに配置されているのか、そういう職員がですね。そういうよろな全体の体制を伺つてみせんとちょっと適切な御答弁をしかねます。ただ一人で、その九州全体をとつことは、ちょっと、それで十分かななどう疑惑は残ります。

○説明員(岩田立夫君) 先ほど、補償事務主任者が郵政局長と申し上げたのは記憶違いでございます。郵便局長でございます。郵政局長は実施権者でございます。どうも申しわけございませんでした。

○野田哲君 本当ですか。

○説明員(岩田立夫君) はい。

○野田哲君 郵便局長ということであれば了解でございますがね。

そこで、人事院の職員局長ね、あなたの方でも、できるだけ職場の、上下という言葉は適切でないと思うんですが、要するに実際職員が働いている現場、ここに一番近いところ、できるだけ近いところへ置くというのがこの問題についての人事院の方針だというふうに私は承知をしているのですが、いま郵政省の方は訂正をされましたので、それはそれで納得をするわけですが、全体として、統計局の場合もいま補足的に四十四名の職員がその下に配置をされているということで説明があつたわけですが、実施機関、各省庁の状態といふのは非常にアンバランスがあると思うんですよ、これが、アンバランスがあるために、補償の手続、認定、審査等についての問題が非常に遷延する場合がある。これはだからもう一回各省庁の状態といふのを、もっと人事院は、規則で制定をしておる制度なんですから点検をして、アンバランスが起きないような配慮というものをぜひ考へてもらいたい、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(中村博君) いま郵政省の例が出ましたように、補償事務主任者は私どもの方の通達として郵便局に置けど、こういうふうに相なつておるわけでございます。そのような例は、各省ごとに詳細な表があるわけでございますが、確かに先生御指摘のように、その点について再検討し、また必要な場合にはこれを訂正するということが行われるべきであります。その御質問の御趣旨に従いまして、再点検をいたして考えるべきところは考えてみたいと、かのように存じます。

○野田哲君 総理府の統計局長に伺いますが、統計局で、先ほど触れられましたけれども、頸腕障害等で公務災害の認定を受けている職員は何人いらっしゃいますか。——事務主任者のあなたがいらっしゃいますか。

○説明員(川村皓章君) 説明聞かなければわからぬようじや困りますよ。

○政府委員(川村皓章君) お答えをいたします。

いま先生の御質問は、たまたま一般事務の者だけじゃなくてキーパンチャードの場合も含まれると思ひますので、それ別で申し上げておきますと、

キーパンチャードにつきましては認定はすでに十一名の方に出ております。

○野田哲君 迅速かつ公正にということが、先ほどお答えがあつたわけですが、この十一名について、いろいろの人がこの問題についての人

では、いろいろの人が必ずしも同一ではないと思うんです。本人が症状を訴えられ、申し出があつてから認定までにどのくらいの期間が平均的に言つてかかりましたか。

○政府委員(川村皓章君) ただいま申し上げました十一名の方について、全部一律ではございませんが、一年ないし二年の間でございます。

○野田哲君 総務長官、二年かかると。これ、迅速ということになるんでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(植木光教君) 医学的ないろいろな診断、因果関係等の問題等の処理をするためにそれだけの時間がかかるのであらうと思うのでござりますけれども、まあキーパンチャードの方に

いたことを申し上げたつもりでございます。これは一番初期のころなので比較的時間がかかった例でございます。

それから、一般事務の方は、これは申請が一番最初に出されましたのが四十四年の十一月でございました。これは、いろいろ新しいケースである

ございますけれども、まあキーパンチャードの公務災害認定というのは、大分因果関係についての証明等が、手順といたしまして過去よりも早くできることになつてきているのではないかと存じます。

○政府委員(中村博君) これは私が長い時間がかかるのであると思いますが、これはもう結果はどうなるかわかりません

といふふうに聞いておるんですが、現在までに頸腕障害等の症状を訴えて公務の認定を求めてお

られる職員、これは統計局では何人いらっしゃいますか。

○政府委員(川村皓章君) 現在の職員といたしましては四十八名でございます。

○野田哲君 この四十八名の中で、本人の方から申し出があつて今日までまだ処理がされていない

一番長い人は、申し出があつたときからどのぐらいたる日時を経過しておりますか。

○政府委員(川村皓章君) 先ほど四十八名とお答えを申し上げましたが、三十八名でございます。

それで、先生も先ほど御指摘のように、キーパンチャードの仕事の方と、それからマーク等を書き入れたという一般事務のお仕事の方と、中で二通りございます。そのうちキーパンチャードの方については、先ほど総務長官もお答えをいたしましたが、キーパンチャードの一番初期のころは、たしか申請の第一号の方が四十二年の十一月でございました。それから、その認定が出されたのは四十三年十二月でございますので、まあまとめて二年というふうな期間でございます。

○野田哲君 この間で、年間で二年かかると。これ、迅

速ということになるんでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(植木光教君) 確かに、新しい疾病でございまして、また必要な十分な資料がある事情で

得られなかつたということもございます。また、

そのためいろいろな経過があるようでございますけれども、やはりできるだけ早く認定して

いたくことが、結論はともあれ、その結論を出して

いたくことが基本的には必要なことだと思ってお

ります。しかし、ある疾病が公務との関係がどの

ことかが結局その後において公平さを担保するもの

ことがあります。しかし、医学的立場には、医学水準の一

致した意見がございます場合には、医学水準の一

ことは当然なことでございますし、その産みの苦しみのためにある程度の時間をかけまして、そ

の時間がかかる職員団体とのいろいろ経緯がございまして、現在認定の事務は鋭意やつて

いる最中でございますが、認定はいたしております。

○野田哲君 このいまだに認定をされていない

うに、一番長いのが四十四年十一月に申請がされた方の分が認定がされておりませんので、それが一番長いというケースでございます。○野田哲君 そうすると、これは七年目ということがなつてくるわけですね。人事院の職員局長、いま統計局で本人が申し出でから間もなく七年、いま六年半経過した人がいるというのです。まだ結論が出ていない。あなたはそれで——これは公平局長に聞くのがいいのかと云ふと、これは公平局長に聞くのがいいのかと云ふと、これでいいんでしょうか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 人間の職員局長で、いま統計局で本人が申し出でから間もなく七年、いま六年半経過した人がいるというのです。まだ結論が出ていない。あなたはそれで——これは公平局長に聞くのがいいのかと云ふと、これでいいんでしょうか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 確かに、新しく疾病でございまして、また必要な十分な資料がある事情で

得られなかつたということもございます。また、

そのためいろいろな経過があるようでございま

すけれども、やはりできるだけ早く認定して

いたくことが、結論はともあれ、その結論を出して

いたくことが基本的には必要なことだと思ってお

ります。しかし、ある疾病が公務との関係がどの

ことかが結局その後において公平さを担保するもの

ことがあります。しかし、医学的立場には、医学水準の一

致した意見がございます場合には、医学水準の一

ことは当然なことでございますし、その産みの苦

しみのためにある程度の時間をかけまして、そ

の時間がかかる職員団体とのいろいろ経緯がございまして、現在認定の事務は鋭意やつて

いる最中でございますが、認定はいたしております。

○野田哲君 このいまだに認定をされていない

うに、一番長いのが四十四年十一月に申請がされた方の分が認定がされておりませんので、それが一番長いというケースでございます。

○野田哲君 そうすると、これは七年目というこ

とになつてくるわけですね。

人事院の職員局長、いま統計局で本人が申し出

でから間もなく七年、いま六年半経過した人がいる

というのです。まだ結論が出ていない。あなたはそれで——これは公平局長に聞くのがいいのかと云ふと、これでいいんでしょうか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 人間の職員局長で、いま統計局で本人が申し出でから間もなく七年、いま六年半経過した人がいるというのです。まだ結論が出ていない。あなたはそれで——これは公平局長に聞くのがいいのかと云ふと、これでいいんでしょうか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 確かに、新しく疾病でございまして、また必要な十分な資料がある事情で

得られなかつたということもございます。また、

そのためいろいろな経過があるようでございま

すけれども、やはりできるだけ早く認定して

いたくことが、結論はともあれ、その結論を出して

いたくことが基本的には必要なことだと思ってお

ります。しかし、ある疾病が公務との関係がどの

ことかが結局その後において公平さを担保するもの

ことがあります。しかし、医学的立場には、医学水準の一

致した意見がございます場合には、医学水準の一

ことは当然なことでございますし、その産みの苦

しみのためにある程度の時間

をかけまして、そ

の時間がかかる職員団体とのいろいろ経緯がございまして、現在認定の事務は鋭意やつて

いる最中でございますが、認定はいたしてお

りません。

○野田哲君 このいまだに認定をされていない

うに、一番長いのが四十四年十一月に申請がされ

た方の分が認定がされておりませんので、それが

一番長いというケースでございます。

○野田哲君 そうすると、これは七年目とい

うに、一番長いのが四十四年十一月に申請がされ

た方の分が認定がされておりませんので、それが

一番長いというケースでございます。

ことで持つて回しているのですか、それとも、あなたの手元から人事院の審査を行う公平局の方へ問題が上がっているのですか、どうなんですか。

○政府委員(川村皓章君) 結論的に申し上げまして、私の手元にまだございます。

それで、先ほど私の答弁の中で先生に簡単に理由を申し上げたつもりでございますが、その際に、先生余り御存じないとおっしゃったこともございまして、この経緯、いたずらに実は六年半時期を過ぎたわけではございませんので、この経緯につきまして若干お答えを申し上げておきたいと思います。

二つの側面が、はつきり言つてございます。一つの側面は、いまキーパンチヤーの方の認定問題除きまして、一般事務の方に限つて申し上げます。まず、申請の形でございますけれども、確かに一番早い方は四十四年、それからいま三十八名と申し上げた方の一一番最後は、五十年に実は申請なさったという六名の方も全部入つております。その内訳としましては、四十四年、四十五年、四十六年、四十八年、それから五十年、この年にわたつて実は申請がなされております。これが実態でございます。

それから、この認定事務でございますが、これは新しい実は問題であり、なかなか医学的な判定もつきにくい問題だということを先ほどちょっとお答え申し上げました。その内訳の経緯を申し上げておきたいと思いますが、この問題は、確かに四十四年の十一月に職員団体を通じまして、外部の診療機関において診断された、頸肩腕症候群というのが公務に起因するものであるといふことが申請書が出されたわけでございます。それで私どもは、これらの申請が私どもの職員から実は出てきたという経緯にかんがみまして、最初に、第三者的な医療機関の特別健康診断を実は実施をすることを四十五年に準備をいたしました。その実施を準備をいたしたわけでございますけれども、職員団体がいろいろ条件を提示をされまして、実施

を延期するようとにいうことでその当時は実は延ばされたという経緯がございます。それで、その受診反対に遭いまして、実際には当時まあ三十七名のうち四名の方しか受診をしないというような事態のために、これは実施不能ということで、それを当時の各罹病者の主治医の方に對して診断書、診療記録の写しの提出を求めたわけでござい

ます。これに対しましても、医療機関並びにその罹病者の方から提出することができないという御返事がございまして、資料が得られないまま一応その報告を人事院にそのときにいたしたわけでございます。報告というのは、こういうのが出たよという報告でございます。それで、四十五年の特別健康診断が実施不可能となりましたので、さらに私どもの上部に總理府本府がございまして、その本府にも、これはどういうふうに進めたらよろしいかという指示も仰ぎまして、それで、私どもの上部の実施機関といたしましては、脳神経あるいは整形外科あるいは労働衛生の観点からの資料の提出がないと、やはりこれは無理ではなかろうかという御指示もいただきまして、それで、私ども具体的な内容を、じやどういうふうにしてとつていたらよろしいかという問題を四十七年にかけて銳意整備をいたしまして、それで、労働衛生学的な検査資料を得ることがやはり必要であるという結論で、その検査の準備をいたしました。それで、同時にこの点は人事院からも指示をいたしましたとして、これは四十八年の初めでございます。そこで、同時にこの点は人事院からも指示をいたしましたとして、これは四十八年の初めでございます。これまで銳意整備をいたしまして、さるに今度はわが当局におきまして、ある程度の作業の労働負担度、これはまあ一般的な労働負担度であります。これが基礎資料をつくって、これである程度認定事務を進めていこうということで、これを昨年実施をいたしまして現在に至つておる経過がございまして、それぞれその時期の努力はしたつもりでございますが、残念ながら職員団体の協力が得られなかつたという事実で今日まで延びたというのがその要旨でございます。

○野田哲君 いろいろ説明がありました。いろいろの説明があつたとしても、迅速にといふことの精神からいえば、これは迅速に処理するといふことはなつていい。この客観的な状態といふものはどうしようもないと思うのです。問題は、時間がありませんので、後でまた同僚の議員の方が指摘をされるかと思いますが、私は認定と審査の手続について改善をすべき点があるのじやないか、こういう点を指摘をして、総裁並びに総務長官に検討を求めるといふことです。

まず、いま統計局長の説明がありましたが、も職員団体の賛意が得られませんで、実際には実施が、いろいろ検査の技術的な方法でござりますが、それをやれといふことで、これも職員団体に協力を再度求めたわけでございます。しかしこれは具体的には四種類、中は省略をいたしますが、いろいろ検査の技術的な方法でござります。そこで、実際にはいろいろと国会等でも質問がございまして、四十九年に至りました。いろいろを結ばなかつたといふことでござります。そこでも、それぞれ実施機関の各省庁には職員の団体がある。この団体、職員の組合と団体交渉をやる当事者が補償事務取り扱い主任者になつてゐる。これはやはり、私は一つの停滞をするもとになるんじやないかと思うのです。団体交渉の当事者は別途の判断をする、そういう分離をすることが必須なんではないか、こういうふうに思います。それから、医師の選定で問題がこじれています。本人が診察を受けたところも、これはやはり資格をもつた医師なんです。ここ内閣委員長も医師なんですけれども、医師なんですよ、これは。だから、あればもう一度、医師は医師なんです。だから、本人が診察を求めてその医師から意見書が出た。これを事態のために、これは実施不能といふことで、それが当時の各罹病者の主治医の方に對して診断書、診療記録の写しの提出を求めたわけでござい

かしながら、客観的に見まして、事柄が非常に遷延をしておりますこと自体は、それは好ましいことではございません。そういうことから、できる限りの迅速な処置というものを期待をしなければならぬというふうに私自身は考えております。

一般論といたしまして、この手続関係につきましてこれまでの諸般の実績その他から見まして検討を加えた結果、現在の手続ができるわけでございますけれども、この手続自体が万全であつてこれ以上改善の余地がないというような思ひ上がった考え方は私たちもとつておりません。いろいろ情勢の変化もござりますし、また、いろんな面の医学的な進歩の面もございましょう、そう従来も努力をしてまいつたつもりでございますけれども、いま御指摘のありましたような具体的な御提案等も踏まえまして、今後さらに積極的にひとつ検討をして、補償制度の目的達成が図られますように、さらに配意を加えてまいりたい、か

ように考

えます。  
○国務大臣(植木光教君) ただいま一般集計事務職員の公務災害の問題について詳しく局長から答弁をいたしましたが、私が就任をいたしまして以来、非常に長年月を経ているという事実にかんがみ、早期解決を指示して今日に至つたわけですが、経過につきましては、統計局長から御説明を申し上げましたように、なかなか罹病者や職員団体と当局との間に解決方策についての合意を見なかつたということでございますが、最近になりましたして、結論が出るのも余り遠くないという状況になつてまいりましたので、結論を急ぎたいと存じます。

なお、補償事務主任者が局長であつて、交渉団体の相手方の職員団体との関係はまずいではないかといふお話をございましたが、部局長は自分の部局の所属いたしております職員の安全や健康といふものについては十分留意をしているので

ございまして、職員と部局長との間の信頼関係なくしては職務の完全な遂行はあり得ないと存じます。その点につきましては、いまでも努力をしているところでございますが、これからより一層の努力をしてまいりたいと存じます。

○片岡勝治君 若干社会党の割り当て時間がある終わりたいと思ひます。

この公務災害については、前回法律案が改正をされた折にも私は関係当局に質問をした事項であります。特に、公務災害で不幸にして命を失った場合の遺族年金、これは年金ばかりではありませんけれども、特に年金の場合、その支給額の基礎となる金額、これは亡くなられた時点の、まあ多少計算のあれはありますけれども、亡くなられた時点の給与、これを基本にして未来永劫その金額が基礎額になるというシステムになつております。これには大変大きな矛盾があると思うのですけれども、どうしてそういうことになつてゐるのか、理論的な根拠をお聞かせいただきたい。どちらも結構です。

○政府委員(中村博君) 先生十分御承知のようになります。これは生涯その資格で終わってしまう。同じ命を失つて、特に危険の多い自衛隊にしても、あるいは消防、警察にても、同じ公務のために一命を賭して失つた。その者がまたまた死んだときが三十歳のときだ、四十歳のときだ、五十歳のときだ。それから、それはいわゆる公務員のベースアップに大体比例して水準そのものは変わつて、けれども、いわゆる定期昇給部分といふものはことによつて受けれる年金額が莫大に違うわけです。ですから、それはいわゆる公務員のベーシックな保険で亡くなられた者は生涯係長の年金しか受けられない。しかし、その係長は十年、二十年、いれば課長級の給与を受けられたかもしれない、あるいは局長級の給与を受けられる、そういう可能性を持つてゐるわけですね。しかし、死んだために一切そういう期待可能性といふものは全く抹殺をされるというところに私は矛盾があるのでないか。係長で亡くなられた者は生涯係長の年金しか受けられない。しかし、その係長は十年、二十年、いはば扶養利益の喪失の補償、こういううことに相なつておりますので、その災害を受けられた場合の職員が持つておられました稼得能力を災害によって喪失した分を補てんするということが基本前提でございます。したがいまして、御承知のように、その前三ヶ月の平均給与額を基準としてその稼得能力を定型的に算出する、こういふ構造に相なつておるのでございます。

○片岡勝治君 具体的に例を申し上げますと、たとえば三十歳の公務員が亡くなられた。これが何等級何号になるかちょっとわかりませんけれども、その亡くなられたときの号俸が五年たつても十年たつても二十年たつても——もちろんベースアップはありますよ、水準の改定についてはあり

ますが、その給与が基礎になつてずつと生涯、年金が受けられる。しかし、仮に三十歳で結婚をされましたが、子さんがあつたというような場合には、子供もだんだん大きくなる、その場合でも三十歳の年齢のときの給与水準で年金を受けるわけです。これは公務員ばかりではないんです。警察官にしても消防士にしても自衛隊にしても同じなんですね。いま何といふんですか、自衛隊の、昔でいう下士官で亡くなられた場合には、何年たとうか、理屈を理解してお聞かせいただきたい。どうなつても結構です。

○政府委員(中村博君) 先生十分御承知のようになります。これは生涯その資格で終わってしまう。同じ命を失つて、特に危険の多い自衛隊にしても、あるいは消防、警察にても、同じ公務のために一命を賭して失つた。その者がまたまた死んだときが三十歳のときだ、四十歳のときだ、五十歳のときだ。それから、それはいわゆる公務員のベーシックな保険で亡くなられた者は生涯係長の年金しか受けられない。しかし、その係長は十年、二十年、いはば扶養利益の喪失の補償、こういううとに相なつておりますので、その災害を受けられた場合の職員が持つておられました稼得能力を災害によって喪失した分を補てんするということが基本前提でございます。したがいまして、御承知のように、その前三ヶ月の平均給与額を基準としてその稼得能力を定型的に算出する、こういふ構造に相なつておるのでございます。

○片岡勝治君 いまのあなたの考え方私はわかるんですよ。ですから、そういう発想、そういう考え方の転換はできないか。あるいは自衛隊、消防、警察というのはある程度身の危険といふものを感じておられる職業と言えるかもしれませんね。これとはちょっと性格は違うけれども、警察官の職務に協力をして命を失うという場合、これも法律によつて年金がもらえるようになつていま

すね。これだつて同じなんですね。これは私の方の神奈川県にそういう例があつたのですよ。ですから、そういう発想、そういう考え方の転換はできないか。あるいは自衛隊、消防、警察というのはある程度身の危険といふものを感じておられる職業と言えるかもしれませんね。これはやつぱり、私は何とか考えてやらなければ、特に若くして命を失つたその遺族たちの生活補償、そういう点を考えたときには、これは考慮すべきではないのかと思うんですが、再度お答えを願いたいと思います。

○政府委員(中村博君) 確かに、先般もお答え申し上げましたとおり、先生の御指摘のお気持ちちはとても、つまり三十歳で子供が川の中に落ちた、自分の命はもう忘れてその子供を助けるため

に飛び込んだ、その子供を助けたけれども自分は死んだという例が私の方にあったわけですが、どちらが幾らだと、その年金しかもうずっともらえないんですね、どんなに子供たちが大きくなつても。そういう矛盾があるから私は発想の転換をしなさいと。そういうことがいまの法体系ではなるほどできないかもしらぬけれども、しかし、確かにそういう点は矛盾があるんだから、やっぱりそいつを改めていくよう前向きな姿勢をぜひほししいと思います。もしこういう法体系が全く今後もずっと続いているならば、若者よ死ぬ命を失うな、損するぞと、そういうことになりますよ。しかし、警察だって消防だって、そんなことを考えたら仕事ができない。いまのこの補償体系からすればそうですよ。若いうちに死んだら損だ、どうせ死ぬなら五十で死んだ方が遺族は助かるんだ、こういうことになつては、命を賭して職務のために一生懸命にやつておるすべての公務員——公務員だけじゃない、これは災害補償そのものがそういう体系ですね、いま。それであつては私はならぬと思うんです。特に、若くして命を失つたそういう人にこそ、私はよけいその遺族に対しても温かい手を差し伸べていくということになれば、これは福祉社会とは言えないんじゃないですか。しかし、いまの法体系はそうだということはわかりました。しかし、この点はひとつ根本的に検討し直していただきたい。このことを私は強く要求して、若干時間が残つておりますけれども、このことが実現されることに大きな希望を持つて質問を早く打ち切りたいと思ひます。

○太田淳夫君 それでは、かわりまして質問さしていただきます。

まことに、人事院の意見が出て、政府が立案してそれを国会に提出するに当たって、政府は総理府の付属機関である

会社保険制度審議会に諮問してみえます。これには三月六日でございます。そこで、この審議会からの答申が出ていろいろな問題点を指摘された場合ですが、政府はその答申内容に沿つて案文を練り直して国会に法案を提出をしてくるのが筋ではあります。しかし、審議会の答申が人事院の意見になるものがあるときには、政府としては人事院の意見を尊重するといふたてまえ論がございます。それに沿つて、答申の趣旨をもう一度人事院に意見を出してもらわないとできんくらいではないかと、こういうふうに思ひます。

○國務大臣(植木光教君) 人事局長から。

○政府委員(秋富公正君) 国家公務員災害補償法につきましては、その制定以来今日に至りますまでも、人事院の意見の申し出を尊重いたしましてそれが完全に実施してきたわけでございます。一方、ただいま先生の御指摘のように、社会保障制度審議会におきましては、そのときではございませんでした。しかし、これはそのときではございませんでしたが、たとえば通勤災害のように、社会保険制度審議会におきましては、そのときではございませんでした。しかし、これはそのときではございませんでしたが、この問題について、政府は独自で法解釈ができるのか、それとも人事院の意見の申し出がなければ改正ができないのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(秋富公正君) 公務員災害補償法において、第二条において「人事院の権限」となつておられますわけでございます。現在まで、先ほど申し上げましたように、この制定の当初から私の方は人事院という専門的な第三者機関の御意見を尊重いたしまして、その答申を完全に実施しているのでございまして、今後もこういった社会保障制度審議会の答申というものは、これまでおりませんけれども、やはり人事院からの尊重してきている次第でございます。で、今回

意見の申し出がございまして、この点は人事院とも十分相談していいいるわけでございますが、たとえば通勤災害のように、社会保険制度審議会の答申というものは、これまでおりませんけれども、やはり人事院の方とも諦りながら十分検討してまいりたいと考えております。

○政府委員(中村博君) 今回の意見を提出しましたところ、社会保障制度審議会で、有過失の場合についての御意見が付されたわけでございます。まことに、人事院は、災害補償体系というものは無過失賠償理論にておきましたが、これは今後人事院の方とも諦りながら十分検討してまいりたいと考えております。

○太田淳夫君 それでは、かわりまして質問さしていただきます。

まことに、人事院の意見が出て、政府が立案してそれを国会に提出するに当たって、政府は総理府の付属機関である

立つておるわけでございますので、果たして災害補償本体の問題かどうかという点は議論のあるところであろうかと思います。

○太田淳夫君 いまのお答えの中にもありましたけれども、この答申の中に、ちょっとと読みますと、「国は、法令及び予算の根拠がなければ特別の支出は許されないため、国の過失により公務員が公務災害を受けた場合には即時これに対応することができますが、この問題について、政府は独自で法解釈ができるのか、それとも人事院の意見の申し出がなければ改正ができないのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

一つは、現在のたてまえは、無過失責任による別途民法または国家賠償法による損害賠償責任の問題として解決するべき問題があるわけでござります。そういう問題を、国が一方的に過失としておいたところであるが、これは、雇用主としての国の責任を果たす所以ではないので、その解決を急ぐべきである。こういう答申が出てきておりますけれども、この問題はもう何回も前から指摘をされていましたとおり問題な点でござりますが、この問題について、政府は独自で法解釈ができるのか、それとも人事院の意見の申し出がなければ改正ができないのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(秋富公正君) 公務員災害補償法におきましては、この法律の解釈、運用につきましては、この法律の解釈、運用につきましては、おこなわれたけれども、やはり人事院からの尊重してきている次第でございます。で、今回意見の申し出がございまして、この点は人事院とも十分相談していいいるわけでございますが、たとえば通勤災害のように、社会保険制度審議会の答申というものは、これまでおりませんけれども、やはり人事院の方とも諦りながら十分検討してまいりたいと考えております。

○太田淳夫君 そうしますと、諮問して答申が出てきて、それを尊重することが原則でしようけれども、この問題について人事院の意見の申し出がござります。

○太田淳夫君 そうしますと、諮問して答申が出てきて、それを尊重することが原則でしようけれども、この問題について人事院の意見の申し出があれば尊重するというんですが、この答申について、人事院に対し再度政府から意見を求めて、この今回の法改正に何とかこれを盛り込もうといふ努力をされたのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○太田淳夫君 これに関連してちょっとお伺いです。私は、私の方の社会保障制度審議会から答申をいたしました際に、直ちに人事院の方には連絡いたしました。しかし、いわゆるこの問題につきましては、いろいろと私の方も問題があると考へておるわけでございます。

○太田淳夫君 いまのお答えの中にもありましたけれども、この答申の中に、ちょっととお聞い

損害賠償の取扱いの改善に関する報告」、こういふのが出されておりますが、これに対してもどうに措置されたわけですか。

○政府委員(竹岡勝美君) この報告に基づきまして、防衛庁内部におきまして関係機関、たとえて申しますと、法務省あるいは人事院等の関係行政機関の方、あるいは学識経験の方に委嘱いたしまして、私の方で防衛庁長官が、私の方に損害賠償のもし請求があつた場合に、國の方で過失責任があるというような場合に支払うべき賠償額を決める、あるいは國の責任の度合いを決めるといったような委員会あるいは諮問委員会的なものを持つべく、ことしの一月一日からこの作業に取り組んでおります。

○太田淳夫君 これはできましたらその趣旨とか、そういうものをちょっと説明してください。

○政府委員(竹岡勝美君) 先生御承知のとおりに、自衛隊に対する公務災害補償は、現在、平時におきましては他の一般國家公務員と同じように扱つておるところでございますけれども、この公務災害補償、御承知のとおり、たとえば私の方の自衛隊の場合、二十三歳以下の若い隊員が仮にも、この五%を占めておるわけでござりますけれども、こういう、独身で扶養者のいない若い隊員が仮にも公務死亡をいたしましたときは遺族補償の一時金というものが出来るわけでござりますけれども、これが大体俸給の千日分でござりますので、約三百万円足らず、これに葬祭補償とか、あるいは遺族特別支給金等を含めましても大体五百万元程度であるということ、こういう若い隊員の殉職、死亡事故が多いわけでございますが、しかも、公務災害といいますとこれくらいの金額でございます。

それでかつてのようすに自賠責保険の金額が五十万から百万円というようなときにはそう目立たなかつたかもしれませんけれども、御承知のとおり五千五百まで上がつきました今日、遺族にとりましては、五百万程度じやどうも安いんじやないかといふようなことで、國家賠償という形で、もし自衛隊の方に、國に責任があるならば国家賠償で

支払つていいいんじやなからうかということから、うが出されておりますが、これに対するように出されただけですか。

○政府委員(竹岡勝美君) この報告に基づきまして、防衛庁内部におきまして関係機関、たとえて申しますと、法務省あるいは人事院等の関係行政機関の方、あるいは学識経験の方に委嘱いたしまして、私の方で防衛庁長官が、私の方に損害賠償のもし請求があつた場合に、國の方で過失責任があるというような場合に支払うべき賠償額を決める、あるいは國の責任の度合いを決めるといったような委員会あるいは諮問委員会的なものを持つべく、ことしの一月一日からこの作業に取り組んでおります。

○太田淳夫君 これはできましたらその趣旨とか、そういうものをちょっと説明してください。

○政府委員(竹岡勝美君) 先生御承知のとおりに、自衛隊に対する公務災害補償は、現在、平時におきましては他の一般國家公務員と同じように扱つておるところでございますけれども、この公務災害補償、御承知のとおり、たとえば私の方の自衛隊の場合、二十三歳以下の若い隊員が仮にも、この五%を占めておるわけでござりますけれども、この五%を占めておるだけでござります。

○太田淳夫君 そうしますと、防衛庁長官の通達の中に「防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定を準用する」、こういうことになつております。こ

れはちょっと問題じゃないかと、こう思うわけでござります。

在あります国家公務員の災害補償法の災害補償を乱すものでは毛頭ございません。これとは別個に、明らかに國の責任があつた場合に、損害賠償請求をする、国家賠償、そういうものがわれわれと相争うというようなことはどうしても好ましくない、あるいはもし訴訟提起のあった者に厚く出でて、訴訟提起の出なかつた者には損害賠償が出でてもいかぬというようなこと等から、私の方で最も相争うというような場合には、訴訟の提起を待つまでもなく、從来外部から訴えがありましたときに示談で金を支払つておりますのと同じように、示談で損害賠償をして支払つてあげたいというように考えたのがこの趣旨でござります。

○太田淳夫君 そうしますから、これと抵触するものではな、もし国側に責任があると明らかに認められまして、國に責任があると認めました場合は、公正な金額算定等ござりますが、これも一応われわれの方で、法務省あるいは人事院の専門家の方々の意見でござります。

○太田淳夫君 そうしますから、これと抵触するものではな、もし国側に責任があると認められまして、國に責任があると認めました場合は、公正な金額を定めよう、こう思つておきます。同時に、これは遺族に対しまして、相手側の遺族の方と一応示談に入りましたして、そして納得づくで公正かつ適正な金額を定めよう、こう思つておきます。同時に、これは遺族に対しまして、相手側の遺族の方と一応示談に入りましたして、そして納得づくで公正かつ適正な金額を定めよう、こう思つておきます。同時に、これは遺族に対しまして、相手側の遺族の方と一応示談に入りましたして、そして納得づくで公正かつ適正な金額を定めよう、こう思つておきます。

○太田淳夫君 いすれにしましても、自衛隊につきましてはもつと、補償体系をつくるにしまして訴訟提起ができるわけでござりますから、その権利を奪うものでもない、むしろ遺族のためを考えた措置だと考えております。

家公務員災害補償制度に乗つかつていくことでよいのではなくらうか、このように考えておるわけ

でございます。

○太田淳夫君 そうしますと、別に考えていない

と、いうことですね。

○政府委員(竹岡勝美君) はい。

○太田淳夫君 わかりました。

それで、自衛隊の場合のいろんな訴訟の原因と

なりますのは、若年の方が多いというお話をございましたが、そういう若い隊員を持ってみえる父

母の遺族補償年金を受ける資格がない場合が非常に多いわけです。これも一般公務員の方でも同様な場合があるんですねけれども、そういう特殊性に

かんがみて遺族補償年金の受給資格の制限の枠を

外しても問題はないんじゃないか、こういうふうに多いわけですが、その点人事院としていか

な場合があるんですねけれども、そういう特殊性に

がでしようか。

○政府委員(中村博君) 確かに一つのお考えであ

るうかと思いますけれども、やはり遺族の場合に

は、これは先生十分御承知のように、障害の場合などと違いまして、災害を受けられた方の稼得能

力を奪うものでもない、むしろ遺族のためを考えた措置だと考へておきます。

○太田淳夫君 いすれにしましても、自衛隊につ

きましてはもつと、補償体系をつくるにしまして訴訟提起ができるわけでござりますから、その権利を奪うものでもない、むしろ遺族のためを考えた措置だと考へておきます。

ざいましたように、災害補償法の本体は無過失賠償責任に立っており、それから、国が過失がありました場合には、これは国賠法でいく、こういう手続に相なつてございます。まあ自衛隊の場合と異なりまして一般公務員の場合には、その国の過失を問うて裁判手続を始めたという者が、全く皆無ではございませんけれども、現在のところまだ少數でございます。したがいまして、私どもとしてはいろいろ御遺族のお声も十分聞くような調査をときどきやってございます。それからまた、いろいろな御要望の内容も多少は存じ上げておるつもりでございます。そのような御遺族のお気持ちも十分考えつつ、また、国に過失があるとして損害賠償を請求して裁判手続を始められる事例の推移といふものを見て、また一方、国民固有の権利であります裁判を受ける権利を阻害することはならないようというように、いろんな点をやはり検討する必要があると思ひます。御承知のように補償法自体でも損害賠償との調整規定を置いてございますように、それそれ別異の体系として進むべきものだというような構造に立つてござりますので、これもやはり補償の基本に触れる問題ではなかろうかと思います。しかし、御指摘のようには検討課題であるということは間違いございませんので、そのような気持ちをもつて対処していきたい、かよう存じております。

○太田淳夫君 それでは、法の中身につきましてちょっと聞きたいと思います。

最初に、傷病補償年金の支給要件についてですが、職員が公務上の傷病または通勤による傷病にかかるて養療の開始後一年六ヶ月を経過した日ににおいて一定の廃疾状態にあるときに支給する、こういうふうに規定されています。そうしますと、休業補償にかかるて傷病補償年金を出すのは、いわば本人の意思というか、家族の意思のいかんにかかわらず支給するということになります。しかし、労災保険法の改正案に対する社会保障制度審議会の答申の中身を見ますと、「長期養療者に關し、一年六箇月を経過した場合に年金に切換え

ることについては、該當者に不利益を来たすおそれがないよう本人に選択の余地を残すことも検討しましたが、いろいろ答申が出ておりますけれども、どちらも、ちょっとこれおかしいんですけど、不利益を来すことがないようとする場合があるのかないのか、また本人が選択しなかつたというはどうなのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(中村博君) これは、先生御承知のように一年半たまましたら傷病補償年金への切りかえが行われるわけでございますが、この制度は労災の場合と違いまして、国家公務員にとりましては初めて導入される制度でございます。したがいまして、私どもがこのような制度を取り入れましたのは、いままでは何年たとうと養療の給付が続いているございますように、養療を受けて一年半もおたちになつた段階で、廢疾が稼得能力の全部喪失というような状態にあられる方々は、私どもの調査によりましても一年以上経過なつた方はその後大変長く養療なさるわけでありますので、やはりこの障害等級一級から三級に準ずる年金を差し上げることが、個別に給与を得たか得ないかといた、療養なさつておられる方及び御家族の方々も年金といふことで御安心してやつていただける大き大きなメリットがあるんではないかという観点からこれの導入に踏み切つた、かよな気持ちはございます。金額を法律で規定するなら、その具体的な傷病の程度も当然に法律で規定しなけれ

ばおかしいのじやないか、こう思いますけれども、その点はどのように理解したらいいですか。

○政府委員(中村博君) 確かに一つの御見解でございますが、私どもとしましては、現在、御承知のように障害等級の三級以上に当たる方々を対象にしよう、つまり稼得能力の全損状態以上の方々を対象にしよう、こういうことでやつておるのでございまして、したがいまして、そういう観点から、もう少しこの制度を実施してみて、また制度の運用の過程においていろいろな事象が生ずると思ひますので、人事院規則でそういう状態に対応することがよろしいという観点から人事院規則にゆだねさせていただいた、こういうことでござります。

○太田淳夫君 休業補償の賃金六〇%は法律による給付で、上積みの二〇%は国家公務員災害補償法第二十二条の福祉施設に基づいて人事院規則で規定されている休業援護金となつていますね。福祉施設の内容はいろいろあるようです。この法律によると、人事院規則がしていくことは問題があるんじゃないと思います。これは施設ですね、福祉施設としておりますが、これはこれとして、まず福祉施設の施設といふことに基づいて金銭の給付を人事院規則がしていくことには問題があるんじゃないかと思います。これは施設ですね、福祉施設としておりますが、この施設といふのは、辞典を見ますと建物などの設備ということになつておりますけれども、こういう金銭給付の根拠とならないんじゃないかと、こういうふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○政府委員(中村博君) 確かに先生御指摘のようには、施設といふ言葉は大変誤解を招きやすく、かつた、わかりがたい言葉でございますけれども、いろいろな金銭給付も許しておるわけでございまる、一つの歴史的な経緯がございましてこういう名称を使つておるわけでござります。この中に、法二十二条でも明白に書いてございますように、つまり、わざわざいつておるだけでございまる、いろいろな金銭給付も許しておるわけでございまる、広義に、何か英語で言いますとアシリティーと称するそでございまして、單に物的な施設ばかりではなく、ただいま行なつていただいております。

○政府委員(中村博君) 先ほどもちよつと申し上げましたように、私は福祉施設は流動性こそ大変必要であるとかと思います。したがいまして、その意味合いにおきまして福祉施設を人事院規則でやることで委任しておるというように思ひます。先ほど御指摘のように、いろいろな福祉施設をいたしてございます。確かに福祉施設の範囲もふえ、中身も重くなつてまいりました。

したがいまして、私ども国は義務として行います福祉施設につきまして、いろいろ今まで努力をしてまいり、かつまた、いろいろな監査も行ってきたわけでございますが、なおたとえば奨学金の額を間違えて差し上げておるというような例もないわけではありません。したがいまして、このように福祉施設が広範になり、かつ内容が深化しまりますと、やはりその受けられる方々からの不服も十分お受けして、これに對して適切な措置を講じて福祉施設が十全に行われるようとすることが必要だということで、今回その条文を設けていただいておるのでございまして、確かに錯雜紛糾してございますが、人事院規則の方でも在来の一本を三本に分けまして、手続規定を特に一つの人事院規則にまとめてつくるというような手は最もとりまして、そのような点について御迷惑をおかけするがないようにいろいろ努力いたしておりますのでございます。

○太田淳夫君 この福祉施設として、今回人事院規則が、遺族補償、障害補償など長期給付については、賃金平均給与額の年額の百分の二十、最高限度百万円、こういう額を算定の基礎として定めておりますけれども、この措置ができました趣旨というのはどのようなものであるかお聞きしたいと思います。

○政府委員(中村博君) これは、今までいろいろ御議論をいたしましたように、稼得能力喪失の程度をはかりますために、前三ヶ月の平均給与額というものを用いておるのでございます。しかし、それだけでは足らず、まあ三ヶ月を超えて支給されるいわゆるボーナス等々を入れるべきではないかという御議論は、それぶん前からいただいておるわけでござります。まあこれは受ける方もあり、受けない方もあり、いろいろバリエーションがあるわけでございまして、それと、三ヶ月という平均給与額の算定基礎を変えるということもまたいろいろ議論があるところでございます。しかし、やはりそのような点について配

慮して、できるだけ補償の厚きを図るということはこれまで至上命題でございますので、先ほど御指摘のように、人事院規則をもつて特別支給金として、一定の限度ではございますけれども特別な措置を講じて、少なくともその限りにおいては補償内容の改善を図ると、こういう措置に出たものでございます。

○太田淳夫君 いまお話をありましたけれども、いま年金の算定基礎にボーナス——期末、勤勉手当が含まれていませんね、それいかなる措置としてこの百分の二十というのが設けられた、このように理解してよろしいですか。

○政府委員(中村博君) さようでございます。

○太田淳夫君 そうしますと、いま期末、勤勉手

当の月数というのは年間五・二ヵ月ですね。そうし

ますと、総給与月数が一七・二になりますから

その五・二というと約三〇%にしかならないの

じゃないかと思ひます。で、ボーナスに見合う分

としましても、この百分の二十というのは一〇%

ぐらいの差があるのじやないかと思ひますが、そ

の点期末、勤勉手当にかかる措置であるならば三

〇%にすべきじやないかと思ひますが、いかがで

すか。

○政府委員(中村博君) 御指摘のよう、その点

につきましてはいろいろな計算方法があるわけ

で、二十何%というようなものも出てきておるわ

けでございますが、やはりこれは今回初めて導入

することになりますし、また、一方におきまし

てはお受けにならない方もあるといふような点の

配慮もございまして、当面は二十、百万円という

ことで、いこうと、こういうことに相なつておるの

でございまして、今後の実施結果あるいはいろい

る御意見等を伺いながら、検討すべき点はなほ

り残っているかと思ひますが、ともかく第一歩とし

て改善の端緒をつけたというふうに御理解いただければよろしいかと思います。

○太田淳夫君 そうなりますと、いまだ人とい

ただかない人が出てくるということですが、年金

算定の基礎に、ボーナスを最初から入れて年金算

定の基礎をつくるような方向にすべきじやないかと思ひますが、その点いかがでしようか。

○政府委員(中村博君) これは太田先生も御承知のように、ボーナスというものの考え方にはいろいろあるわけでございまして、果たしてそれを含めたものが稼得能力の正当な反映になるかどうか

という点は、細かい議論をすればいろいろあるよ

うでございます。確かにそういう議論がございま

すけれども、今回は先ほど申し上げましたよう

率、額をもって一定の限度において差し上げると

いうことでございます。そのときには、先ほど申

し上げましたように、やはりボーナスをもらって

いらっしゃらない場合もあり得るということが頭

の一部にあつたということはそのとおりでござい

ます。

○太田淳夫君 この内閣委員会でも、四十五年の

十二月八日の六十四回国会でも、「平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討す

ること」と、こういう附帯決議をつけて、過去に

何回か決議をいたしておるわけです。今回の措置

というのはこの決議に沿うものかどうか、なぜ法

律でそういうことができないのか、いろいろとお

話がありましたが、この問題について人事

院総裁の見解と、公務員の待遇改善に責任を持つ

いる総務長官にちよつと御意見をお聞きしてお

きたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) ボーナスを算定の基礎

に入れるべきではないかということは一つの問題

点であることは確かでございます。これは公務員

の補償額を引き上げる、あるいは改善をするとい

う趣旨に沿うという意味ではもつとも点がある

ことは事実でございます。ただ、ボーナスにつき

ましては、先刻から職員局長が申し上げておりま

すように、それ自体また性格論が一つあることは

事実であります。実際上は、賞与というものはそ

個人によつていろいろ格差がある筋合いのもので

なくして、大体給与と同じような取り扱いでなさ

れているものでござりますけれども、賞与とい

う性格は、そのあるべき姿といたしましては、やは

り給与とは違う面があるということはこれは「一つ事実でございます。それともう一つは、現在こそこれは非常に変動がなくて、民間とのタイアップ指摘のように、人事院規則をもつて特別支給金として、一定の限度ではございますけれども特別な措置を講じて、少なくともその限りにおいては補償内容の改善を図ると、こういう措置に出たものでございます。

○政府委員(中村博君) これは太田先生も御承知のように、ボーナスというものの考え方にはいろいろあるわけでございまして、果たしてそれを含めたものが稼得能力の正当な反映になるかどうか

という点は、細かい議論をすればいろいろあるようでございます。確かにそういう議論がございますけれども、今回は先ほど申し上げましたよう率、額をもって一定の限度において差し上げるということでございます。そのときには、先ほど申し上げましたように、やはりボーナスをもらっていらっしゃらない場合もあり得るということが頭の一部にあつたということはそのとおりでございまして、いろいろな点を総合勘案をいたしまして今日に来つていることは私も認識をいたしておりますので、附帯決議等の趣旨もあわせ考えまして、今後の検討事項にいたしたいと、かように存じます。

○國務大臣(植木光教君) 私も、ただいま御指摘の問題については人事院総裁と同じ考え方でございまして、いろいろ問題がございます。いずれにいたしましても、第一義的には人事院において検討をしていただきたいと、このように考えております。

○太田淳夫君 次にまた福祉施設の問題ですけれども、今度障害特別援護金制度が創設されまして、これは民間企業におけるいわゆる法定外給付の実情を考慮して、公務災害を受け廃疾となつた者のうち、障害補償年金の受給権者になった者に対する身体障害の程度に応じてそれぞれの額を一時金として支給する制度で、これが新設されたというわけです。それについて、この内閣委員会で対し、これは民間企業における補償の実態にかんがみ、公務員に対しても公務による死亡見舞金等の支給について検討を行なうこと」、こういう附帯決議、あるいは四十七年の六月九日の第六十八回国会では「民間企業における補償の実態にかんがみ、公務員に対しても公務による死亡見舞金等の支給について検討を行なうこと」、このように附帯決議、あるいは四十八年七月一日の第六十九回国会においても、「民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること」、こういう附帯決議を付しているわけです。特に民間の法定外給付とのバランスをとるよう必要してきました。今回の措置はこの趣旨に沿つて行われたもの

だと思いますけれども、民間の実態というのは私どもとしてつかんでおりません。明らかであります。人事院では、先ほどは同僚の野田委員の質問に対し、障害援護金でない問題について調査の結果の報告がございましたけれども、この障害関係についての実態を調査されていると思いますが、そのことについてちょっと概要をお話しください。

○政府委員(中村博君) 私どもの調査によりますと、民間で何らかの形で法定外給付いたしました企業につきまして五七%に達してございます。したがいまして、そのような状況を踏まえて、今回この制度をつくらしていただきと、こういうことに相なっておりますのでござります。

○太田淳夫君 この一級の百二十八万円あるいは二級の百十三万円、こういう金額が出ておりますけれども、これは民間に比べてどのような根拠から出されたのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(中村博君) 私ども、いま申し上げました調査の中身でございますけれども、たとえば三級の場合について申しますと、一律定額制、先ほど申し上げましたいろいろな出し方がありますて、またそのお金の性格はつきりわからない点があるのでござりますけれども、大体三級のところで三百五ちよつとというような姿に相なつてござります。

○太田淳夫君 今回これは新設されたばかりであります。けれども、やはり民間とのいろいろの差がござります。将来それを埋めるべく努力をしていただきたいと思います。最後になりますが、いろいろといふ質問させていただきました期末、勤労手当の基礎のいろいろの問題とか、あるいは福祉施設の問題、いろいろございました。また、社会保障制度審議会の答申の扱い、そういうものを含めますと、民間のこれは労災保険法の改正に伴つてしまわれているわけですか、それと異なるた公務員としてのやはり特殊性の立場とい

うものがあると思います。したがいまして、国家

公務員の災害補償法の独自なやはり抜本的改正をすべきじゃないかと、このように最後に思うわけですが、総務長官と人事院総裁の見解をお聞きして質問を終わらたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 国家公務員災害補償法の給付の内容等につきましてはいろいろと論議がございます。私たちも私たちなりに、公務員の実情その他の一般的の民間の動向等を検討しつついろいろな資料を収めて考えておるところでござりますし、なければならぬという至上命令がござりますし、公務員の待遇改善ということについては常に人材を確保しを加えてきておるところです。

また一面、給与等と同じ点がございまして、一般的の民間の実情等との均衡というものを全く無視してやつてまいりというようなことも、これは公務員としての制度として考えなければならぬ面がございます。しかし、これに大変劣るような、遅色のあるようなことになつてはならないことも当然のことでござりますので、そういう点から、それが内閣委員会の諸先生方の貴重な御意見も從来拝聴いたしております。その方向で努力をやつてきておるところでござります。特に法定外給付の面等につきましては、民間の大企業等におきましてはかなり進んだところがあることは御承知のとおりでございまして、われわれもそういう実情は十分公承知をいたしております。ただ、大企業と比較いたしまして全くそこまでいっておらないわゆる労働基準法の最低基準がやつてこざであるといふようなところも、これは数多いことも事実でござります。そういう均衡の問題もござりますので、

この問題につきましては、もうすでに白ろう病のものにつきましては、それが内閣委員会で相当議論をされております。したがいまして、私は余り細かいことを言うつもりはありません。昭和四十五年第五回のときだつたと思ふが、内閣委員会の附帯決議といつしましてこういう附帯決議が相当問題になりました。その際、実は内閣委員会の附帯決議といつしまして、この災害補償法の審査に当たりまして、この白ろう病の問題が相当地方問題になりました。その際、実は内閣委員会の附帯決議といつしましてこういう附帯決議をつけました。「政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。」これは全会一致の附帯決議であります。この二番目に、「いわゆる白ろう病対策を確立するとともに、その認定、治療、補償等について万全を期すること。」という附帯決議がなされました。当時は、人事院総裁と総務長官が御出席になつたわけでござりますが、この白ろう病対策を具体的に、昭和四十五年以降ずいぶん日にもちもたつておりますが、どういふうな措置をされたのか一遍所見をお伺いしたい。

○政府委員(中村博君) 療養の給付の面についてつきましたは精いっぱいのひとつ努力を続けてまいる所存でございます。

○国務大臣(植木光教君) 御承知のとおり、第二十三条に、労働基準法あるいは労働者災害補償保険法等々との均衡を失わないよう考慮すべきであるというふうにこの法の趣旨が書かれています。したがいまして、その均衡、さらにまた、民間における給付の状況というもののとの均衡を十分考へながら、しかも公務といふものの重要性及び特殊性というものを勘案しつつ、人事院と十分連絡をとり合ひながらその改善の方について努力をしてまいりたいと、かよう存じます。

○峯山昭範君 私は、災害補償法の審査に当たりまして、関連をいたしまして二、三、質問したいと思います。まず、この災害補償法の審議の場合、いつもいろいろのものが出てまいりますが、きょう私は初めてやつてまいりというようなことも、これは公務員としての制度として考えなければならぬ面がござります。しかし、これに大変劣るような、遅色あるようなことになつてはならないことも当然のことです。内閣委員会の方からお話をございましたように、この法律に基づきます附帯決議等に基づきまして、私ども、特に国有林でございますが、いろいろ認定、治療、補償等につきまして努力いたしていけるわけでございます。たとえば、認定につきまして、公正を期するという措置を講じてまいりました次第でござります。

○政府委員(松形祐義君) お答え申し上げます

が、ただいま人事院の方からお話をございましたように、この法律に基づきます附帯決議等に基づきまして、私ども、特に国有林でございますが、いろいろ認定、治療、補償等につきまして努力いたしていけるわけでございます。たとえば、認定につきまして、公正を期するという措置を講じてまいりました次第でござります。

○政府委員(松形祐義君) お答え申し上げますが、ただいま人事院の方からお話をございましたように、この法律に基づきます附帯決議等に基づきまして、私ども、特に国有林でございますが、いろいろ認定、治療、補償等につきまして努力いたしていけるわけでございます。たとえば、認定につきまして、公正を期するという措置を講じてまいりました次第でござります。

申しますと、これはまあ峯山先生十分御承知のように、四十八年に、白ろう病を療養するために大変温泉療法を医師の指導、指揮下に行なうことは効果があるという御意見をいたしましたので、その後また五十年に労働省から通達も出てございましたので、そいつた点も林野庁に十分御連絡申し上げまして、できるだけ白ろう病の認定のため、療養の給付の一環として温泉療法をやつていただきました。それ以後、五十年に労働省から通達も出てございましたので、そいつた点も林野庁に十分御連絡をとり合ひながらその改善の方について努力をしてまいりたいと、かよう存じます。

○国務大臣(植木光教君) 御承知のとおり、第三十九条に、労働基準法あるいは労働者災害補償保険法等々との均衡を失わないよう考慮すべきであるというふうにこの法の趣旨が書かれています。したがいまして、その均衡、さらにまた、民間における給付の状況というもののとの均衡を十分考へながら、しかも公務といふものの重要性及び特殊性というものを勘案しつつ、人事院と十分連絡をとり合ひながらその改善の方について努力をしてまいりたいと、かよう存じます。

○政府委員(中村博君) 療養の給付の面についてつきましたは精いっぱいのひとつ努力を続けてまいる所存でございます。

な問題が内閣委員会で議論されるか。これはいろいろな問題がありますが、やっぱりいま、この白ろう病そのものについての治療、認定というのがありますね。その一つについて、いま昭和四十八年に温泉療法が非常にいいという話がございましたが、具体的に、いわゆるその治療とか認定とか補償、まあ補償の方はいいです。認定と治療ですね、これは要するに、白ろう病に対ししてその原因とか、そういうものがはつきりわかつたんですか、もう現在、どうなんですか。

○政府委員(松形祐翁君) お答え申し上げます。が、実はその辺は所管が労働省でございますけれども、私どもこの白ろう病の原因といたしましては、振動機械を使うということに原因がございまして、その振動機械の強さ並びに騒音、さらには寒さ、こういうのが大きな原因ではなかつたわけですがね。これはきょうは労働省は来てないですか、労働省。——ちゃんと前もって言っているわけですから、ちゃんとやつてもらいたいと思うんです。

○政府委員(中村博君) 白ろう病のいま先生の御質問の点につきましては、労働省の方でもいろいろ検討されておるということは御承知のとおりでござりますし、また林野庁の方でも御検討なさつておるやに聞いております。ただ、現在の段階では医学的に大変むずかしい問題でございまして、なかなかはかばかしい結論が出ていないのでございます。御承知のように、私どもの方におきまし

てもまだ一件もその治癒認定していないという状況にございまして、できるだけ早く何らかの形でありますね。その一つについて、いま昭和四八年に温泉療法が非常にいいという話がございましたが、具体的に、いわゆるその治療とか認定とか補償、まあ補償の方はいいです。認定と治療ですね、これは要するに、白ろう病に対ししてその原因とか、そういうものがはつきりわかつたんですか、もう現在、どうなんですか。

○政府委員(松形祐翁君) お答え申し上げます。が、実はその辺は所管が労働省でございまして、その原因といたしましては、振動機械を使つておるわけですが、それは労働省は来てないですか、労働省。——ちゃんと前もって言っているわけですから、ちゃんとやつてもらいたいと思うんです。

○政府委員(中村博君) 白ろう病のいま先生の御質問の点につきましては、労働省の方でもいろいろ検討されておるということは御承知のとおりでござりますし、また林野庁の方でも御検討なさつておるやに聞いております。ただ、現在の段階では医学的に大変むずかしい問題でございまして、なかなかはかばかしい結論が出ていないのでござります。御承知のように、私どもの方におきまし

らいたい、こう言って来た。何を聞いてもわかると言ふからさういう私質問しているわけですかけれども、実際問題、質問すればするほど、まだ解明されていない問題ばかりじゃないですか。そういう

医学的な検討が進み、適切な治療対策がつくられることを期待いたしております。

○峯山昭範君 局長、これは私は何でこういう質問をしているかといいますと、きょうは総務長官

お見えになつていますから、やはりこういう問題が相当この間から議論になつておりますから、この白ろう病に対する政府としての姿勢は一体どちらなつているのか、どういうふうな取り組み方をしているのか、どういうふうな取り組み方をしているのか。要するに、医学的なその治療法というのを一体どこで解説するようにしようとしているのか、その予算は一体どこが取つているのか。現

実に林野庁が患者をたくさん抱えていらっしゃるわけですね。それでその原因是、林野庁長官は、振動機械を使つておられます。ところが、その原因は、林野庁長官は、振動機械を使つておられたということが、もう一つは寒さ、寒さとの関係で、それをどうするかといふふうに言つておられます。そのとおりだらうとは私は思ふんですよ。実際そのとおりだらうとは思ふんですけれども、それはやっぱり科学的な考え方だらうかといふふうに言つておられます。そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につきましては先ほどお話をあつたとおりでありますし、温泉療法についてはこれを推進していく、こういうことを私は承知いたしております。ただ、

この問題は、仰せのとおり、どこが所管であるのかということについては、いま御指摘がありまして、やはり関係省庁集まつて十分それぞれの担当分野を決めて、そして努力をしなければならないということを痛感いたしました。国家公務員の災害補償関係でありますと、これは人事院ということになりますし、一般の労災になりますと労働省と、こういうようなことになるわけでござります。

○国務大臣(植木光教君) 四十五年に参議院の内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけて、そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけて、そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけて、そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけて、そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけて、そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

くともわが内閣委員会での白ろう病に対する議論も内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を実施いたしましたが、あるいは配置前及び配置後六ヶ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやってきていると承知いたしております。また、療養補償につけて、そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に對して、少な

のが促進されつつあるのか、あるいはその公表された会社といふのは公表されて一体どういうふうな被害をこうむり、かつ今後身体障害者の皆さんを雇用するということについて理解を示しつつあるのかどうか。それから、さらには、こういうふうな非協力的な事業所は今後定期的に公表する意思があるのか。この三点を合わせて御答弁いただきたいと思います。

○説明員(望月三郎君) お尋ねの件でございますが、先生おっしゃいましたように、昨年の十二月二十五日に、全国的に見て非常に身体障害者雇用について消極的な企業といふことで、百十五企業を公表したわけござります。それで、この公表の効果を考えなきやならぬわけでござりますが、第一には、私ども、この公表に当たりましては、昨年の春以来、暮れに向かって公表をするということで強い行政指導をやつてしまひたわけでございますが、その結果、発表時点におきましてはあります。それから、発表をした後の百十五企業の傾向でございますが、これにつきましては、全体的に見ますと相当努力の跡が見えまして、相当具体的な相談を安定所の窓口に持ち込むというようなケース、それから求人について安定所に求人を申し込む、あるいはみずから努力して雇用率達成に近づくというような一般的に見ますといい傾向に走っております。ただ、一部にはまだなかなか問題がある企業もございますので、これらにつきましては、銳意私どもとしては強力な行政指導をさらに続けていきたいというように考えております。

今後、公表制度につきましては、今回提案いたしております改正法案の中で法的な制度として取り入れまして、それに基づきまして公表を行つていくことで考えていいみたい、こう思つております。

○巣山昭範君 強力な行政指導といいましても、皆様の方のやり方といふのは、ただ雇用率を上げよ、率が悪いから公表するぞ、こんなことを言つります。

たって私はどうしようもない、こう思つているんですよ、実際は私は一番大事な問題として、きょうはこれから全部で四点言いますが、まず第一に、これは雇う側の会社が身体障害者をどの程度理解しているかということが大事な問題だと私は思つんでよ。こちら辺のところについて一体どういうような指導をしているのか。ただ、率だけ発表するというんじやどうしようもない。これはやつぱり第一の問題だと私思つんですよ。幾ら身体障害者を雇つても、身体障害者に対する理解がなければすぐやめてしまう、どうしようもないと私は思つんです。

それから二番目に、労働省は身体障害者がいる働きやすい職場あるいは働きやすい雰囲気、それをつくるために一体どういう実効ある計画、試案、そういうようなものを持ってるのか、具体的に身障者が働きやすい職場をつくるためには一体どうしたらしいのか、そこ辺のことについては具体的に労働省は何か考えてるのか。第三番目には、身体障害者がいわゆる働く職場、働く職種、これは相当開拓しないと出てこないと思うんですが、こういう点については労働省は一体どういう計画を持ち、あなたさつきから強力な行政指導とおっしゃいましたが、どういう強力な行政指導をやつているのか。強力な行政指導なんて言つたって中身がわからない、中身。この中身がはつきりしないと私はいけないと思つんです。

○説明員(望月三郎君) 最初の事業主の理解の点でございますが、先生おっしゃるように、まさに法律で強制して実現するものではございませんで、やはり雇用関係という場でございますので、受け入れる事業主の理解というのが一番第一に必要な点についても、たとえば雇用率の悪いところに答弁を願いたい。

それから最後に、重症者のための施策というところでございますが、障害者につきましては、軽度についてほんの少しこれは健常者と同じような雇用率になつております。したがいまして、今後の課題はおつしやるよう重複問題だと実は職場が狭いわけでございます。こういったところにさらに重点を置いて適職の開拓ということをやつしていくべきだと思っております。

それから第四番目には、身体障害者といいまして、私実情をすいぶん調べました。いろいろあるんです、身体障害者にも、まあこんなことを言つちや悪いですけれども、本当に昔の変な言葉でござりますが、障害者につきましては、軽度に、つまりはほんの少しこれは健常者と同じような雇用率になつております。したがいまして、今後の課題はおつしやるよう重複問題だと私は思つます。そういう意味で、重度に対しましては、河流、たとえばホテルとか、それからサービス業関係、それから金融機関とかあるいは運輸関係の企業といふような、やはり客に接するような仕事のところが一般的に悪いという状況でございまして、これらに対しまして、そうでなくて、やはり工夫すれば相当使えるということを指導いたしまして、逐次改善を見つけて、このことでございまして、それにつきましては、安定所の窓口におきまして専門的な指導員を配置いたしましたが、きょうはもう一つ質問したいことがござります。それが、きょうはもう一つ質問したいことがござります。それでこれ以上言いませんが、これはやま

委員会でもこの問題についてはずいぶん議論しましたが、きょうはもう一つ質問したいことがござります。それでこれ以上言いませんが、私は、あなたの答弁を聞いておりました。本当に身体障害者は、仕事はのろくても何であります。

あつても、とにかく働く職場をつくるということが大事なことだと私は思つんですね。普通の人は一時間かければできるものが、重症者の人は五時間も六時間かかる。五時間も六時間もかかる。それでもその人には仕事をしていただいて、それ相応の給与を上げる、こういうのが大事だと思つんでいます。そうしますと、その人を雇う事業者というのはやつぱり商売であり、かつあれですから、その人に對する補償とか、こういうような問題についても研究をする必要がある。こういうふうな問題を、これはただ単に労働省だけの問題じゃないと思うんですね。それは、ただ単に労働省だけの問題じゃなくて、けれども、これは、私言いました四つの問題といふのは、ただ単に労働省だけの問題じゃなくて、文部省も総理府もいろいろなところが関係をして、いろいろな立場からいわゆる行政指導をちゃんと解消しないと私は思つんです。こういう点についても、一体どうお考えなのか、具体的に答弁を願いたい。

○説明員(望月三郎君) 私は、あなたの答弁を聞いておりました。本当に身体障害者は、仕事はのろくても何であります。

それから第二点でございますが、身障者が働きやすい職場の雰囲気をつくるということはぜひ必要なことでございまして、私も、今回の改正案におきましては、雇用率の計算に当たりまして、重度を雇用する場合には軽度を二人雇つたことに計算するというような形で重度対策を具体的に推進していくたい、こう考えております。

○巣山昭範君 私は、あなたの答弁を聞いておりました。全く何にもしないのと同じやといふことをしみじみ感じました。たとえば、安定所の窓口

口に身障者のためのいろんな就職とかそういうお世話を専門の担当者を置いて云々という話がございました。安定所幾つあるんですか、全国定所でも、相談に行けば速やかに相談に乗っていただけます。それでそういう人たちが、特に身体障害者の人たちの就職という問題について、全国どこの安定所でも、相談に行けば速やかに相談に乗っていただけます。

○説明員(望月三郎君) 安定所におきましては就職促進指導官がございます。この指導官が、主として身障者及び中高年齢者を対象にいたしまして相談業務を実施しておりますので、安定所の数は全国で四百数カ所ございますが、そういうことで身障者と中高年につましても最重要点ということで現在やつておるわけでございます。

○峯山昭範君 この四百数カ所の窓口の担当者に対する指導、たとえば就職に対する要綱、こういふのはちゃんとできていますか。

○説明員(望月三郎君) その点につきましては、通牒等を流すとともに、全国の担当者会議等で指示をし、また一年間に二度長期の研修をやつております。

○峯山昭範君 それはあなた方が言う從来からの就職の指導官であつて、身体障害者の専門の、いわゆる身体障害者の気持ちが本当にわかる指導官でないとうしょうもないですよ、実際問題。あなた方が言う身体障害者の指導官というのは、それは本当に親身になつて相談してくれる人じやない私はずよ。もう少しやつぱり本格的に身体障害者のこういう相談に乗れる人たちと、いうのは、私は本当に数少ないと思うのですよ、日本でも。そういうような意味では、あなた方の答弁を聞いてみると満足にやつていてみたいたいことを言つていますけれども、こんなもので満足じやない。すべて、身体障害者と、その中高年齢者と、そういう人たちと兼任をしておりますし、こういう指導官の人たちがすべて専任でいるわけじやないと思つます。すべていろんな仕事を兼任をして

いる。それが実情でしよう。そうなつてくると、実際問題、私は実際にそういう身障者が相談に行って相談に乗れる実情じやないと私は判断しているよ。

○説明員(望月三郎君) そこはやはりもう少しきちんとしていただかないと、この法律ができるに当たりましての附帯決議があります。これは社労の委員会でつくった附帯決議でございますが、この附帯決議のトップに「身体障害者の雇用については、官公庁がすんで雇入れに努力するとともに、民間企業への行政指導を強化すること」、この民間企業の方はいまいろいろお伺いをしましたが、特に悪いところは公表したと。官厅の方は一体どうなつてますか。

○説明員(望月三郎君) 官公庁におきます身障者の雇用状況でございますが、この点につきまして私は総務長官、私は課長にばっかり物を言つていいです。そして、しかも先ほども四点に分けて私は申し上げましたが、たとえば身体障害者の雇用状況もそうです。それから雇用できるような職場を開拓するということについてもそうです。これは、民間はやはり利益をどんどん追求していますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者約一万一千名の者が雇用されておりまして、数字も私ども昨年十月現在で調べたわけでございますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者、非現業機関では全体で一・八九%というところでございます。それから、一・六%の雇用率が適用されています。それから現業機関では一・七三%の割合となつておりまして、全体としてはいずれも雇用率を達成しているという状況でございます。

○峯山昭範君 雇用率、達成していない役所はどうことですか。

○説明員(望月三郎君) 昨年十月現在以降、今年の三月末の状況を入れまして見ますと、五機関がそれから沖縄開発庁、公安調査庁、自治省、消防庁の五機関でございます。

○峯山昭範君 あなた方、外部のいわゆる民間の機関に対しては、非常にワーストテンとか、ある

いは百十五事業所を公表するとか、こういうことをやつておるわけです。こういうふうな問題は、やはり官公庁、少なくとも政府機関が率先してその身障者を雇用する、法律に基づいた身障者を雇用する、そういう姿勢でいかないとどうしようもない。これは率先して私はやるべきだと思うんです。この問題については昨年も当内閣委員会でやつたじやないです。それからそんなに前進しないじやないですか。内閣委員会でやつたときは全部で十省庁ぐらいありましたね。しかしながらこれはやはりもう少しきちんとしていただかないと、本格的に労働省を取り組んでいただけかなければいけない、こう私は思っています。

さらに、今回の法律ができるに当たりましての附帯決議があります。これは社労の委員会でつくった附帯決議でございますが、この附帯決議のトップに「身体障害者の雇用については、官公庁がすんで雇入れに努力するとともに、民間企業への行政指導を強化すること」、この民間企業の方はいまいろいろお伺いをしましたが、特に悪いところは公表したと。官厅の方は一体どうなつてますか。

○説明員(望月三郎君) 官公庁におきます身障者の雇用状況でございますが、この点につきまして私は総務長官、私は課長にばっかり物を言つていいです。そして、しかも先ほども四点に分けて私は申し上げましたが、たとえば身体障害者の雇用状況もそうです。それから雇用できるような職場を開拓するということについてもそうです。これは、民間はやはり利益をどんどん追求していますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者約一万一千名の者が雇用されておりまして、数字も私ども昨年十月現在で調べたわけでございますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者、非現業機関では全体で一・八九%というところでございます。それから現業機関では一・七三%の割合となつておりまして、全体としてはいずれも雇用率を達成しているという状況でございます。

○説明員(望月三郎君) あなた方、外部のいわゆる民間の機関に対しては、非常にワーストテンとか、ある

いは百十五事業所を公表するとか、こういうことをやつておるわけです。こういうふうな問題は、やはり官公庁、少なくとも政府機関が率先してその身障者を雇用する、法律に基づいた身障者を雇用する、そういう姿勢でいかないとどうしようもない。これは率先して私はやるべきだと思うんです。この問題については昨年も当内閣委員会でやつたじやないです。それからそんなに前進しないじやないですか。内閣委員会でやつたときは全部で十省庁ぐらいありましたね。しかしながらこれはやはりもう少しきちんとしていただかないと、本格的に労働省を取り組んでいただけかなければいけない、こう私は思っています。

さらに、今回の法律ができるに当たりましての附帯決議があります。これは社労の委員会でつくった附帯決議でございますが、この附帯決議のトップに「身体障害者の雇用については、官公庁がすんで雇入れに努力するとともに、民間企業への行政指導を強化すること」、この民間企業の方はいまいろいろお伺いをしましたが、特に悪いところは公表したと。官厅の方は一体どうなつてますか。

○説明員(望月三郎君) 官公庁におきます身障者の雇用状況でございますが、この点につきまして私は総務長官、私は課長にばっかり物を言つていいです。そして、しかも先ほども四点に分けて私は申し上げましたが、たとえば身体障害者の雇用状況もそうです。それから雇用できるような職場を開拓するということについてもそうです。これは、民間はやはり利益をどんどん追求していますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者約一万一千名の者が雇用されておりまして、数字も私ども昨年十月現在で調べたわけでございますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者、非現業機関では全体で一・八九%というところでございます。それから現業機関では一・七三%の割合となつておりまして、全体としてはいずれも雇用率を達成しているという状況でございます。

○説明員(望月三郎君) あなた方、外部のいわゆる民間の機関に対しては、非常にワーストテンとか、ある

いは百十五事業所を公表するとか、こういうことをやつておるわけです。こういうふうな問題は、やはり官公庁、少なくとも政府機関が率先してその身障者を雇用する、法律に基づいた身障者を雇用する、そういう姿勢でいかないとどうしようもない。これは率先して私はやるべきだと思うんです。この問題については昨年も当内閣委員会でやつたじやないです。それからそんなに前進しないじやないですか。内閣委員会でやつたときは全部で十省庁ぐらいありましたね。しかしながらこれはやはりもう少しきちんとしていただかないと、本格的に労働省を取り組んでいただけかなければいけない、こう私は思っています。

さらに、今回の法律ができるに当たりましての附帯決議があります。これは社労の委員会でつくった附帯決議でございますが、この附帯決議のトップに「身体障害者の雇用については、官公庁がすんで雇入れに努力するとともに、民間企業への行政指導を強化すること」、この民間企業の方はいまいろいろお伺いをしましたが、特に悪いところは公表したと。官厅の方は一体どうなつてますか。

○説明員(望月三郎君) 官公庁におきます身障者の雇用状況でございますが、この点につきまして私は総務長官、私は課長にばっかり物を言つていいです。そして、しかも先ほども四点に分けて私は申し上げましたが、たとえば身体障害者の雇用状況もそうです。それから雇用できるような職場を開拓するということについてもそうです。これは、民間はやはり利益をどんどん追求していますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者約一万一千名の者が雇用されておりまして、数字も私ども昨年十月現在で調べたわけでございますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者、非現業機関では全体で一・八九%というところでございます。それから現業機関では一・七三%の割合となつておりまして、全体としてはいずれも雇用率を達成しているという状況でございます。

させたというような状況もございます。そういうようないろいろな事情があつてただいまのところ一・四余りということになつておりますが、私は、そういう事情があるにいたしましても、目標とするものを一日も早く達成しなければならないということで督励をしているところでございます。

以上、峯山委員の御指摘になりましたことは一々ごもつともござります。政府が挙げてこれに取り組んでいくべく努力をいたしたいと存じます。

○政府委員(藤井貞夫君) 身体障害者の雇用促進ということは、わが国における雇用政策の重要な環であることは御指摘のとおりでございます。いま峯山委員からくる御指摘がございましたが、私もやはりこの問題の解決を図りまするためには、身体障害者雇用に対する基本的な姿勢と、いうものが大変大事な事柄であるうございます。言われるからどうだ、法律ができたからどうだ、というような不承不承の態度ではなかなかこれは円滑にいかない筋合のものであるという点については、私は先生の御意見に全く賛成、同感でございます。特に公務の場においては率先垂範、まさしく率先垂範をやっていかなければならぬという筋合のものでございまして、一応形式的に言えば、採用率といいますか、その率については全般的には一応充足をいたしておりますけれども、しかし、それをもつて満足すべきではない、さらにこれは進んで身体障害者の方々が、喜んでと申しますか、満足して働くような職場の環境というのも、周囲の雰囲気を醸成していくことが大事だと思いますので、いま総務長官もおつしやいまして、たよろんに、ともども連携をとりながらこの方面の解決のためにはさらに努力を重ねたいと思います。

○峯山昭範君 それではもう一点、きょうは人事院総裁、総務長官おそいでござりますので、もう一点だけお伺いしたいことがござります。これは、私がかねがねから非常に納得しがたいこと

で、一遍機会があつたらお伺いせにやいかぬとかねがねから思つてることでございますが、この政府関係の特殊法人、これは幾つござりますか、

ちょっと私勘定したことないんですが、これはどのくらいあるんですか、それで役員はどの程度いらっしゃるんですか。

○説明員(角田達郎君) 特殊法人の数は現在のところ百十三法人ございます。それから、常勤の役員は昨年の十二月末現在で八百二十五人という数字になっております。

○峯山昭範君 あなたは、政労協の皆さんが調査された天下り白書というもの、これは読まれましたですか。

○説明員(角田達郎君) 通読したことがございました。

○説明員(角田達郎君) 参事官は、それで通読されてどう感じましたか。

○説明員(角田達郎君) 私が所掌しております仕事は、四十年五月の閣議口頭了解、それから、それが引き続きます四十二年の二月の閣議口頭了解に基づきまして、公社、公團等特殊法人の役員の選考に当たりましては広く人材を選考するようになりますと、四百三十三人から回答があつた。

○説明員(角田達郎君) それに引き続きます四十二年の二月の閣議口頭了解に基づきまして、各省庁が、これは大体特殊法人の役員についての任命権なり認可権なり、本来持

して、その中で天下りしている人が三百五十人。要するに、私は、一つは天下りというものに対する弊害というのは、これは非常に問題なんですよ。私は天下りが全部いかぬと言つてゐるわけじゃない。広く人材を求めるという意味からは必要点もあるでしょう。この天下りが、少なくとも

政労協の皆さんが調査した範囲内で申し上げますと、いわゆる回答があつた法人、この人數の八〇%以上の人たちが天下りである。これはやっぱ

り、私はこの調査報告を読みますと本当にひどいなあと思うんです。しかも、この資源開発公

團を始め全部で三十六の政府関係機関が、役員は全部ですよ、一人残らず天下りで占めておるといふわけです。あなたも将来天下りするかもわからぬと思います。で、それに基づきまして、一応各省庁

が特殊法人の役員の選考をいたします際に、私のところに必要な書類を持ってまいりまして、私がきるだけ開議口頭了解、ただいま申し上げました。

○説明員(角田達郎君) ただいま峯山先生がおっしゃいました政労協の調査、これは私が先ほど申し上げました百十三法人の一部分だと思います。

けでございます。

○峯山昭範君 参事官、そういうむずかしい答弁しないでね、一読したといまおつしやつたから、ちょっと私勘定したことないんですが、これはど

うよ。あなたは官房長官のかわりに来たわけだ、きっとあなたは官房長官のかわりに来たわけだ、きようはえらいわけですよ、きようはですからね、ちゃんと答弁してもらいたいんですよ。

それで、あなたはいま法人が百十三法人、そして政府関係の役員が八百二十五人とおつしやいました。あなたが通読されたこの政労協の調査報告によりますと、四百三十三人から回答があつた。

それで、その中で天下りしている人が三百五十人。要するに、私は、一つは天下りといふものに対する弊害というのは、これは非常に問題なんですよ。あなたが通読されたこの政労協の調査報告によりますと、四百三十三人から回答があつた。

それからもう一つは、たしか特殊法人だけではなくて公益法人その他も入っておつての数字だと思います。で、私が先ほど申し上げました百十三法

人の常勤役員八百二十五人のうち国家公務員の経験のある者、これはやはり昨年の末現在で詳細に調査したわけでございますが、五百四人でござい

ます。たしかに、パーセンテージにいたしますと六一%でござります。ただし、それにいたしましても、先生おつしやいましたように、まだやはり役人の率が高いようなあれもござりますし、私どもいたしまして、パーセンテージにいたしますと六一%でござります。

それで、上司とも相談して、なお一層各省庁で役員を選考する場合に広く人材を求めるというような点を徹底するようにやってまいりたいと、か

ように思つております。

○峯山昭範君 これは毎年、この天下りがだんだんふえて、民間とか一般からの採用というのは非常に減つていますね、最近の傾向として。これは非常に私はいかぬと思うんです。あなたが何ぼ強弁したとしても、多少いかぬということをちょっとだけ言いましたけれども、これはやはり、その政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだというわけですから、それはひどいものであります。私はまだこんなのがけしからぬと言つてゐる

○説明員(吉居時哉君) 政府関係特殊法人の役員

の退職金は、各法人の退職金の支給規程に基づきまして支払われているものでございまして、現在のところ、在職期間一月当たり百分の四十五という率でもって支払って出でているわけでございません。具体的な数字につきましてはそれぞれの人のキャリアによつて変わつてくると思いますが、基準はこのようになつております。

○峯山昭範君 大体この百分の四十五というのもひど過ぎる。いや、あなた、私の答弁に答えるなかつたですね、いま、政労協の皆さんがここに退職金を計算して、試算して出でております。これは合つてますか、これ。

○説明員(吉居時哉君) 私、その具体的な数字、ちょっといま持つておりませんのでよくわかりませんけれども、もし、いま申し上げましたように在職期間一月当たり百分の四十五というところでもつて計算しておれば、そのとおりだと思います。

○峯山昭範君 あなたね、担当の課長、局長だと偉いからちよつと見落とすこともあるかもしませんが、あなた専門の課長じゃないですか。こんな出たら一番先にあなたのところへ行くんじやないですか、第一。行かなくても探して持つてくるんじゃないですか。そうでしょう。それがちゃんと合つていてどこが違つていて、あなた実際は真っ黒になるぐらいチェックしているんでしょ、ね、やっぱりこういうのが出たら、どこの合つていてどこが違つていて、あなたは本当にどうか御報告いたしますけれども、規程どおり計算すればそういうことになるのかと思います。

これは幾つかの例がございますが、元経済企画

昭和三十四年の十月に就任されて四十一年の四月にやめられておる。そしてやめられるに当たつて、その間六年七月勤められて一千七十八万円の退職金をもらわれた。そして今度は、四十二年の五月に副総裁になつて、四十三年三月、一年十ヶ月勤められて四百三十四万円退職金ももらつた。その後、住宅公団の総裁になられて、四十三年四月から現在まで住宅公団の総裁。そうする年四月から現在まで住宅公団の総裁。そうすると、現在まだ現職ですから退職金はもつておりませんが、試算をいたしますと四千百四十八万円の退職金になる。それを全部合計すると、さきに公務員としてもつた退職金を別にして五千六百六十万円の退職金になるというのです。これ合いませんが、こんなよけい退職金もらう人どこかありますか、本当に。これは合つていていますか、この計算は。

○説明員(吉居時哉君) ちょっとといますぐに計算できませんが、いすれ計算しまして合つているかどうか御報告いたしますけれども、規程どおり計算すればそういうことになるのかと思います。○峯山昭範君 これは総務長官ね、やっぱりひととチエックしていないというのをやつぱり。やはりこういうのが出たら、どこが合つていてどこが違つていて、あなた実際は真っ黒になるぐらいチェックしているんでしょ、ね、やっぱりこういうふうなあれ見てますよとか言うてね。いつも内閣委員会でやるじゃないですか。これはこの報告によりますと余りひど過ぎる。もしこの退職手当の規程がそのまま當てはまつて、その規程に基づいて退職金が支払われているものならその規程は改めてもらいたい、一遍大蔵大臣ここへ来てもらつて改めてもらいたい、そういう規程は。なぜかといいますと、これはもう余りにもひど過ぎます。

うに、一般の公務員の皆さん是一ヵ月勤めたとか十一ヵ月勤めてもほんと切り捨てられて、年単位で計算されるわけでしょう。こういう方々は月単位ですよ、これはね。ちょっとやつぱりおかしい位ですか。それだけじゃありませんよ、これはこういうふうな問題については私はもう少し政府としても一百分の四十五というのも私はちょっとやつぱりどうかと思う。しかも、十一ヵ月という一般の人たちは切り捨てられて、こういう特殊な人たちが加算されるというのもおかしい。こういうのはもう少し一般の人たちが納得できるようないい退職金の制度にしていかなくちゃいけないと思うんですが、これはどうなんですか。○國務大臣(植木光教君) 特殊法人の役員につきましては、広く人材を確保すべきであるというのを私も全く同感でございます。まあ専門家であることを要求せられましたために、どうしても役人歴を持った者が必要であるというようなこともございます。あるいは、民間から人材を登用いたしますと、給与が非常に低くなるというようなことがありますから、これが得られないというような事情もあると聞いております。しかしながら、仰せのように広く人材を登用すべきであるということについてはさらに努力をしてまいらなければならぬと存じます。

ただいまの退職金の問題でございますが、かつては百分の六十五であったというふうに私は伺つております。四十五年から改正になりまして百分の四十五になつたということでございますが、これが果たして国民の理解の得られる退職金であるかどうかということについては私も問題があると存じますので、官房長官あるいは大蔵大臣との点については協議をさせていただきたいと思います。

○峯山昭範君 総務長官が官房長官、大蔵大臣と協議をすると、こうおつしやつてありますから、そろおつしやつていただければもうこれ以上言ふことはないんですけど、これはやはり私はひど過ぎると思うんです。確かに百分の六十五から百

ういう点から考えたら、いま総務長官がおっしゃったように、せひとも官房長官並びに大蔵大臣と御相談の上、結論をある程度出していただきたいと私は思います。

さらにもう一点、これは総務長官は恩給を担当しておられるわけですが、高級公務員が公社、公團に天下った場合、これはもちろん一定の金額以下、五百七十五万円以下ならば恩給も出るわけですね。さらに、現在の人は恩給じゃなくて共済組合ということになっておりますが、この恩給と共済組合で直接はつながらないかもしれませんけれども、こういう人たちが、何といいますか、共済年金になりますと原則は保険ですから、今度は所得の多寡にかかわらず支給されるということになるでしょう。そうしますと、この天下りの職員というのは、在職中に非常に高給をもらって、それで高級公務員に在職中にまたさらには共済年金をもらう、そしてさらにまた、退職するときには多額の退職金をもらう、こういうようなことがあり得るんじゃない。あるかどうかわかりません、いまのところ。共済年金の制度もそろ長くなっていますから、こういうふうな高級公務員のいわゆる退職手当というのは、あるいはこういう法律自身があるのならば、その法律自身の見直しというものも考えていただきたいと考えますし、あるいはこういうふうな細かい問題についてもぜひとも検討をいただきたい。

以上の問題について総務長官の答弁を求めます。  
○國務大臣(植木光教君) 御指摘になりましたことはつきましては、いま、たとえば恩給あるいは共済年金の点については実態をつまびらかにいたしておりませんので、調査をさせていただきたいと存じます。

先ほどお話を聞いておりますと、天下りといふよりも天上がりのような感じの人々が多數あるということをございまして、こういう方々について

ての国民の、先ほど申し上げましたような理解が得られないような執務の状況であります。あるいは在職時の補償であります。というよりな点については、十分われわれとしては実態をよく把握いたしまして、是正すべきものは是正をしていかなければならぬと存じます。

○河田賢治君 きょうは、災害補償の法案の内容について、さらに聞きたいと思うんです。  
まず第一に、御承知のとおり、最近このような病気というものが、だんだんと多くの人に普及——何といいますか、その病気につれてきておる。單にキーをたたくだけでなく、あるいはタイブをたたくだけでなく、そうでない人にもいま起つてきておりますね。これはまあ言うまでもなく、今日の機械装置、だんだん自動化されるとか、電子機器をもって、いわばこれまで人間が機械を使っておつたのが機械で人間が使われる。そして、それによつて作業やいろいろな仕事の内容などいうものが制約され、いわば機械の一部になつてしまつておる。そうしてこれが同時に病気をだんだんと多発しておる、こういう傾向があるわけですね。したがつて、これに備えて、災害補償やあるいは健康保険などについて当局は十分な関心を持ち、また人事院もこういう問題に対しても、いまどういうふうな影響が出るだらうかということもある程度予測しなくちやならないし、あるいは先進的な地域でやっておれば、その経験がどういうふうになつているかも調べなければならぬと思うのです。それをまずやることが私は大事だと思ったんだが、特に今日まで、四十四年から七年を要していまだこの問題に対する解決がない。内閣はこの間何度かわりましたか。総理大臣だけでも三度かわっているでしょう。このうち内閣がかわっているときもあります。恐らく長官にしても、あるいは局長などもほとんどの時

で、悪く言えば後任者に問題を譲ってしまう、こういうこともあり得るわけですね。あなた方はそういうことでも思つけれども、しかし、事実、問題が解決されなければ、どう私たちもいわゆる邪魔をせざるを得ないので。そこで、今日は国家公務員だけでなく、一般の日本の産業については労働省の基準局がこの問題を主としてやつておりますから、現在こういう問題の認定についての民間との比較をまず私は聞きたいと思うのです。私自身は、この内閣委員会でこういう問題を取り上げるのは初めてでして余り詳しくありません。そこで労働省の方にお聞きしますが、労働省では、大体この通達の五九号「キー・パン・チャーチ等上肢作業にもとづく疾病の業務上の認定基準について」というのを運用されて、キー・パン・チャーチ等もとより、電話の交換手、銀行の伝票記入者、あるいは金銭登録機の扱い等、いまそういうものにも認定されておるようでもあります。さらには料理屋の刺身をつくる職人等も認定されておるという実例があると聞きますが、この辺を少し御説明を願いたいと思うのですが、この辺を少し御説明を願いたいと思うのです。

○説明員(溝邊秀郎君) 労働省では、昭和五十年の二月五日付で専門家会議で出していただいた意見に基づきまして「キー・パン・チャーチ等上肢作業にもとづく疾病的業務上の認定基準」というものを策定いたしました。この基準によりまして、現在はいわゆる頸肩腕症候群の認定を行つておるところではございますが、現在までの認定状況につきましては、全国の数字としてまとめたものが最近の数字はございませんが、四十六年以降年次を追つて申し上げますと、昭和四十六年度に百六十二人、四十七年度二百十七人、四十八年三百人、四十九年三百二十四人を今まで認定したわけでございます。

〔委員長退席、理事中村太郎君着席〕  
これらの中の職種についてその主なものを持っておられますと、キー・パン・チャーチ、会計機操作員、電話交換手、ベルトコンベアによる製品検査員等がそのままのものでございますが、先生御指摘のように、最近では事務員等にもこの頸肩腕症候群が発症しているという例がございます。

○河田賢治君 それでは人事院に聞きますが、昭和五十年ですか、十月でありますね。大体いま基準局から聞かれたように、内容にもいろいろ幅がありまして、ずいぶん広がつておるわけですね。人事院の方ではこの通達で大体これを運用してキー・パン・チャーチ以外にどの程度の人々をいま認められておるか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(中村博君) いま労働省から御説明がありました線に沿うて国家公務員の場合を申し上げますと、ただいままでに頸肩腕症候群として認定されておるのは百九十九名でございます。その職種について見ますと、キー・パン・チャーチが五百名で、これは五三%、過半数でございます。タイピスト三十名、一五%，電話交換手七名、四%、一般事務 加算機、これが四名、二%，窓口の会計機が六名、三%というようなぐあいに相なつております。

○河田賢治君 労働省にお聞きしますが、認定が非常に職種によつてはむずかしい場合がある。こういう場合に、申請人の希望で本人の主治医による職場診断あるいは検査を拒否する理由はないと思えますが、いかがですか。

○説明員(溝邊秀郎君) 頸肩腕症候群等職業性疾患の認定に当たりましては、当該被災罹患労働者が主治医の意見書をつけて提出してくる場合、あるいは主治医の意見書等をつけて提出してこない場合等々区々でござります。主治医の意見書等を添付して出してまいりました場合に、先ほど申し上げました本通達に該当することが明らかなものについては、それらの意見に基づいて認定をしていくものがござります。また、その意見書のみによつては判断がしがたいという場合については、専

門医の意見を求めるというような措置を講じながら業務上の認定をしているところでございま

す。

○河田賢治君 大分こういう点でも、国家公務員のときはずいぶんこれまでの経過の中でも問題があるわけですね。先ほどどなたか言つていましたけれども、たとえば震災病院の医者の診断がなければだめとか、そういうふうに官庁の方で勝手に病院を指定する、それでなければだめとか、

こういうふうに、非常に国家公務員のときは、病院の指定、主治医の問題などについても基準局のあり方とは非常に違つておるのですね。そこで問題に移りますが、民間企業の場合は認定権は使用者たる会社側にあるのではなくて、労働基準監督署長にあるわけですね。公務員の場合は、先ほど話が出ましたが、任命権者である実施機関に一義的な認定は任されておる。これは保険者、被保険者の関係によるものであります。この公務員の場合の直接使用者が認定権を持つゆえにおいて、人事院の果たすべき責務は非常に大きいと考えます。何といつても災害補償法の全責任は人事院が持つということはこの法律に明らかにうたつてあるわけですね。この点はいかがですか。

○政府委員(中村博君) 補償法の規定してございまして、河田先生がおっしゃつたとおりでありますのは、いま河田先生がおっしゃつたとおりであります。河田賢治君 そうすると、先ほど話がちょっとありましたけれども、この災害補償法の第一条の「迅速かつ公正」という問題は、先ほども社会党の委員から出ました。しかし、この第二条の「完全な実施の責」にある人事院が、この七年間、確かに総理府の方で二年間握りつぶしておった、それから人事院で調べたけれども、これもしばらくおいてこれを突き返されて、それで、いま総理府の方は、いわゆる現場のいろんなそういう若干の問題をいま調べたりなんかしておるらしいのですけれども、しかし、責任のあるという点から言えば、やはり人事院がこの問題に対して一番大きな責任

を持たなければならぬと私は思うわけです。この点はどうでしよう。

○政府委員(中村博君)

確かに補償法二条に書いたおり一番よく知つておられるのでございまして、これを公務上とするかどうかの認定権について、これを公務上とするかどうかの認定権は、実施機関が、先ほども御説明申し上げましたとおり一番よく知つておられますのでございまして、法の構造もそのように相なつておるのでございます。確かに、いまお話しの事業につきましては、長年経過いたしてございますが、その間の経緯については先生が一番よく御存じでございます。私どもしましては、両者相協力して一刻も早い医学的な見解が表明され確定されて、そして上外の認定が迅速に行われることを期待しておりますが、さように相まらない事態もあつたのでござります。人事院としましても、

やはり御協議を受けました後に、直ちに健康専門委員にこれを御相談申し上げて必要な調査をしていただく。全く新しい仕事でござりますので、その上で公正に判断をしようということを考えたわけですが、遺憾ながらさまざまの経緯があつてそれができない。そこで、そのような意思表示がございましたので、統計局とともにいろいろお話し合いを重ねまして、独自の仕方で、一方職員団体の協力を得つつ、できるだけ早い機会にそのような結論を得られるということで、せつからく統計局努力中でござりますので、その経緯を常に御連絡受けながら見守つておつたということでござります。

○河田賢治君 人事院は、第二条にこの法律の実施に関して「この法律の完全な実施の責に任ずる」ということが言われているのです。そうする

度になってしまいます。どこが悪いか、どこに行き過ぎがあつたか、医者の信頼を得ないとか、そんなの

実施の責めに任じておりますが、具体的な災害について、これを公務上とするかどうかの認定権

を持たなければならぬと私は思うわけです。この

度になってしまって、その上でまとまるところにまとまる、あるいは御協力が十分になされるというような状態になることが

あります。この問題はまた後で続けますが、

○河田賢治君 この問題はまた後で続けますが、

公式に相談されなきやならぬのです。単に電話で話したとかいうことをよく聞きましたけれども、

とにかくこういう問題はきちんとやりませんと、

いわゆる内輪の中の仲間のなれ合いで仕事をして

いるということになる。少なくとも、人事院も一

つの組織を持つた機関なんですから、対機関との

関係では、きちんとしたやはり手続も踏み、内容

的にもその実行をきちんと追っていく、こういう

ことが私は必要だとと思う。いつまでもこんなこと

を、六年間、あなただって恐らくこの四十四年に

はいなかつたでしよう、そうでしょう。これ、前

任者がほうつて置いたんだと、この次は後の者に

回せといふお気持ちになつたら大変なんです。あ

なたが、よしおれがやらなきやならぬといふお気

持ちで仕事をされないと、いつまでもほつたら

かしで、しかも一方はいわゆる症状があるので、

これはやはりだんだん重くなるのですよ。三ヶ月

で治つたものが半年かかるとか、さらに一年もか

かるとか、そうすればやはり非常な大きな生活の

損失を受けるわけなんです。そして職場の中はい

つもがちやがちやしておる。これはやはり、人事

院が相当責任を持つて、とにかくこの法律に基づ

いて自分たちの責任を果たすというこの気概が私

はなくちやならぬと思うのです。そうでなければ

人事院の値打ちありませんよ。この点についてひ

とつ。

○政府委員(中村博君) 私どもは、確かに私どもの今までやつてまいりましたことが必ずしも完

全であるとは考えておりません、いろいろ御指摘

があれば謙虚に承うと存じております。しか

し、先ほど人事院が何らかの指示をせいでといふ

うにおつしゃつたわけでございますけれども、事

は当局と職員団体との問題でござります。いたず

らに支配介入することが果たして事態のよき解決

になり得るかどうか、この点はやはりお互いに人

格を持った相互の間の関係でござりますので、や

はり相互でいろいろお話し合いくださつて、その

上でまとまるところにまとまる、あるいは御協力

が十分になされるというような状態になることが

あります。この問題はまだ後で続けますが、

○河田賢治君 この問題はまた後で続けますが、

総理府に聞きますが、人事院規則の一〇一四の十

二条で義務づけられている健康管理規程とい

うものが作成してないそちらでございますが、この責

任は重大であると思うんです。こういうことがな

ぜ今までできないのか。これは昭和四十八年三

月一日に発令されているわけですね。ほかの省で

は大体おやりになつていておりますが、

なぜこれが総理府ではできないんですか。健康の

安全管理することをきらつておられるんですか。

○説明員(石川雅嗣君) 総理府といたしまして

は、従前からこの規程をつくりたいということ

でいる問題がいろいろ違うというようなこともございまして、そこでやはりそういう問題をどう

けれども、何分にも、一つは庁舎ばかり分散い

たしておりますし、それのところまで抱え

いる問題がいろいろ違うというようなこともございまして、そこでやはりそういう問題をどう

うふうに統一して規程をつくるかというよう

ことにについて從来から研究をしていたわけでござ

います。私どもいたしましては、近く成案を得て規程を実施いたしたい、このように考えており

ら、全体の人の健康の安全とか管理、こういうものがそのままほつておられる。建物がどうだとか場所がどうだとかいう問題じやないんですよ、これは。それはそれなりに法律といふものは書けます、規則なんか。恐らく労働者に対する、この使用者に対するあなたの立場といふものがちつとも相手の人権を認めていられないんだ。基本的な人権を認め、職場における環境をよくすることや労働作業なんかができるだけよく、本人の災害にならぬよな、そういう設備を考えたりしていくことはあなたの方の責任じゃないですか。それをいままでほつておく、まだやつてない。いまも話がありました。これに対するきちんとした答弁と、それから人事院、こういう問題がほつておかれるということは、さつきも話がごたごたあって、認定問題はこれはまあ後になりますけれども、こういう問題ができるいないことに対してあなた方は一体どういう監督、仕事をしておられるんですか。三年もまだ出してこない、しかもほかの省は大体できている。何も総理府だからといつて、長官をおられますけれども恐れることはしないで、どんんどん人事院としても総理府に申し出る必要があるんだ。これは同じ役所ですよ、仲間のことだ、ほつておけといふんじやダメですね。ひとつその点、人事院はなぜこれをこのままにされておるのか、ひとつその責任を聞きたいですね。

○政府委員(中村博君) いま先生もおっしゃいましたように、確かに規則を改正いたしましたから、健康安全規程というものをできるだけ早くつくっていただきたいということをあらゆる機会をつかまえてお願い申し上げ、また個別にいろいろなこともお聞きして接触を保つてきただでございまして、大部分のものが大体そのような体制に相なつたということござります。

総理府の方におかれましても、これは各省ごとにいろいろ御事情がおありますけれども、私どもとしては、いまこの御指摘を受けるまでもなく一刻も早くおつくりいただくことがベターであ

ります。

○説明員(石川雅嗣君) 先ほどの河田先生の御質問でござりますけれども、私どもとしては、先ほど申しましたように現在検討いたしておりまして、ごく近いうちには成案を得て実施できるようについてどうぞお考え下さい。

なお、これまでには確かに規程はつくってございませんけれども、実質的にはこれにかかるものといたしまして、各年度ごとにいろいろな計画を定めまして職員の健康管理あるいは安全管理に万全を期してまいりてございます。

○河田賢治君 それでは、この法律がなくても、この規則をつくるぬでもやつているというふうな対して特別な診察をおやりになつておられますか。それでは、毎年規則どおりに、安全規則によらぬでも、規則の精神を体して毎年一回の健康診断をやつておられますか、それから、特別な業務に就いておられる場合については、毎年規則どおりに、安全規則によらぬでも、規則の精神を体して毎年一回の健康診断をやつておられますか。

○説明員(石川雅嗣君) 実施いたしております。

○河田賢治君 お答えください。

○説明員(石川雅嗣君) 実施いたおります。

○河田賢治君 お答えください。

○説明員(石川雅嗣君) 実施いたしております。

○河田賢治君 お答えください。

○説明員(石川雅嗣君) 実施いたております。

○河田賢治君 お答えください。

○説明員(石川雅嗣君) 実施いたおります。

○河田賢治君 お答えください。

度とか、そういう職場環境の整備も実際に行つてまいっておりますし、それから、いろいろ環境を改善するための装置、これは一々列挙すると非常に大変な数になりますが、たとえば使つてあるいは背景に流す休憩時間の音楽の問題だとか、あるいは職場の休憩時間の問題、その辺も非常にきめ細かくやつておるところを最初に申し添えさせていただきます。

それで、問題はいまの職場診断でございますけれども、すでに先生十分御存じのとおり、四十四年に申請がございましてから、確かに四十五年にいまそのお医者さんのお信函を抱くようなというお話がちょっとございましたが、これも、四十五年にむしろ非常に詳しい資料を実は得たいというのが、こういう原因のわからない新しいケースの問題として提起されたその当初におきましたいといふことが、その四十五年の事情でござります。それがその後、いろいろ職員団体との話し合いでございまして、そのため、先ほど先生が名前を挙げられましたような方々によって、できるものですから、今日まで実は延びておりますと同時に、いろいろその手段につきましても、職員団体ができるだけ賛意を表し得るような状態で、その限りにおいてできるだけ資料を得て客観的に進めていくということがこの一つの方法だと思います。その意味で、職場診断は、実は昨年私どもがこれを行いましたけれども、そのときの目的は、過去にずっとこの問題を進めるためにやつてしまひました中で、ある程度、申請された申請者の数も三十八名に達した現在、できるだけやはり職員の健康問題は速やかに進めなければいけないといふ立場に立つて、実際に現在申請をしている職員の方々の認定の参考の資料を得ようと、これは通常、労働負荷がどの程度かかっているかといふことをふだんの水準においてそれを把握したい、そのためにはたまたまその申請が出来ました作業がたとえば四十年の国勢調査であるとか、その後の

家計調査の符号づけであるとか、そういう特定の事務がござりますので、その事務を全く同様に再現することに努めまして、そのような参考資料を改善するための装置、これは一々列挙すると非常に大変な数になりますが、たとえば使つてあるいは背景に流す休憩時間の音楽の問題だとか、あるいは職場の休憩時間の問題、その辺も非常にきめ細かくやつておるところを最初に申し添えさせていただきます。

○岩間正男君 関連。

同じことを統計局長はさつきも繰り返してい

る、いまも繰り返している。私が三年ほど前に聞いたときも同じことを繰り返している。だから私は参考人を、これはやっぱり職員組合の方から呼必要があるんじやないか。一方的に話を聞いているとそれだけで、いつでも話が一方的なんですよ。参考人を呼んで、そして要望を聞かぬと、な

らそう感じている。だから、一方的に言うと、とにかく申請があつたので、それでやろうとしたら組合の方が断つた、こういうような言い方で、いかにも組合が悪い、そういうふうにしか聞こえない。そういうふうにしか聞こえない。そうじゃないであります。その話し合いそのものが全く組合員の現実とマッチしてない。そこで

○河田賢治君 この北山医師ですか、東急病院の方らしいんですが、この方は専門医ですか、職業病に対する。

○政府委員(川村皓章君) 私どもは専門医と伺つております。

○河田賢治君 私も医者の内容はわかりませんけれども、個人で調べたわけじゃないんだから。最初に、昭和四十四年ですか、調べて、とにかくみんな障害にかかっているけれども、全部この人は異常なしということで、突っ返されているわけですね。もちろん健康な人がどこまで仕事をやつてどれだけの、何といいますか、どの程度の仕事を選ばるときでも非常に偏つているわ

う。一般的にはそれはまだそういうこともあるであります。だからそういう点から不信が出ている。医者に対する不信というのは相当大きいんですよ。まあ医者と患者との間は、何といつても一つの信頼関係がなければ、どんなことでもよくは進みませんわ。精神的にもだんだん内向してくれれば病気もますます悪化しますし。ですから、あなた方が、それはなるほど組合とのどういうお話をあつております。そこで、それらの事情でいわば認めております。

統計としてやつていかなければならぬ仕事でございますので、将来の職員の健康管理並びに作業管理の作業は、将来も、国勢調査も家計調査もやはり統計としてやつていかなければならぬ仕事でございます。そこで、問題はいまの職場診断でござります。

○岩間正男君 問題をね、解決する方向じゃないでございます。

○河田賢治君 一体話し合いでできないのか、どうなんですか、これは委員長取り上げてください。さつきから呼んで、そして要望を聞かぬと、な

らう感じている。だから、一方的に言うと、とにかく申請があつたので、それでやろうとしたら組合の方が断つた、こういうような言い方で、いかにも組合が悪い、そういうふうにしか聞こえない。そういうふうにしか聞こえない。そうじゃないであります。その話し合いそのものが全く組合員の現実とマッチしてない。そこで

○委員長(中山太郎君) いずれ明日の理事懇談会において御相談をいたします。

質疑を続行します。

○河田賢治君 この北山医師ですか、東急病院の方らしいんですが、この方は専門医ですか、職業病に対する。

○政府委員(川村皓章君) 私どもは専門医と伺つております。

○河田賢治君 私も医者の内容はわかりませんけれども、個人で調べたわけじゃないんだから。最初に、昭和四十四年ですか、調べて、とにかくみんな障害にかかっているけれども、全部この人は異常なしということで、突っ返されているわけですね。もちろん健康な人がどこまで仕事をやつてどれだけの、何といいますか、どの程度の仕事を選んで、健康な人々ではどこまで仕事の量にたえられるか、何時間の持ち時間にたえられる

か、こういうことをはかる。多少体の弱い人、弱いといつたって、あなた方は採用するときには健診して入れておられるわけでしょう、新しく採用するときは、体の非常に弱った人は恐らく採用しないと思うんですよ。しかし、職場の中でも多少でも弱そしだとか欠勤が多いようだとか、そういう人はまたそういう人で区別して調べるとか、ま

れども、少なくとも、仕事を進める上ではやっぱり労働者の人々が信頼する医者を呼ぶとか、民間ばかりでこれはどうも危ないとあなた方が考えられるといふことが一つ。それからもう一つは、これが正道であろうというふうに考えるもののが私は正道であろうというふうに考えるものでございます。

○岩間正男君 問題をね、解決する方向じゃないでございます。

○河田賢治君 一体話し合いでできないのか、どうなんですか、これは委員長取り上げてください。さつきから呼んで、そして要望を聞かぬと、な

でもないし、非常に秘密主義である。したがつて、一般からも非常な非難されるような、そういうことになつてゐるわけですね。だから、それは労働者の中にもいろいろ思想的にありますよ、組合もあつちに分かれこつちに分かれているときもありましよう。ややこしいこともありますよ、やりにくくこともあります。けれども、少なくとも官公庁の一つの総理府の中ですからな。そのくらいのことはまとめるだけの器量がなくちやならぬ。そして、このことは全従業員に関する問題ですからな、労働組合だけとの交渉じゃないんですよ。

こういう点で、このいわゆる調べ方に対しても秘密裏に行うとか、申請者は一切含まれてないとか、職場で行つてないとか、どこかほかへいつてやるとか、同一の環境を再現できないとか、こういう不満も出でてゐるわけですね。だから、このやり方自体にも私は非常な問題があると思うんですね。専門家じゃありませんけれども、素人から考へてもそういうことが言えると思うんですね。この点は専門家同士が集まつてどういうふうな調査をするかということは決めたんだから、頭のいい人はきっととりとばな結果を出すと思いますけれども、それはこちら、見ないことににはわかりません。けれども、少なくとも私たちが考える範囲では、そこには合理性がないし、しかも当局者に対する不信をますます高めているんですね、この点はどうですか。

○政府委員(川村皓章君) ただいま先生の質問の中に、二つ分けてお考えを実はいただきたいと率直に思います。いま労働衛生の専門家のその北山さんの御発言というのは、一番当初の四十五年時代の実は話でございました。

○河田賢治君 ええ、一番最初です。

○政府委員(川村皓章君) それから職場診断といふのは実は五十年、昨年の春です。

○河田賢治君 それはわかっています。

○政府委員(川村皓章君) それで、その間に、実はその職員団体の御了解を得ようということで、

私どもできるだけ話し合いとしては運んでまいつた経過も率直に言つてございます。それで、実際には患者さんそれ自身がかかるたることは、カルテが一番客観的には必要なんぞざいますけれども、これがどうもお出ししただけないというようことで、從来経緯がまいりましたのですから、せめて現在の統計局の作業水準は、このままいつも本來出るか出ないかという状態を調べざるを得ない。本当は、実は患者さんそれ自身に御協力をいただいてデータを出してもらえばこの認定の事務は早く進むんです。私ども十分そこは承知をいたしております。それも御協力をいただけないから、せめてそのほかのノーマルな状態、これで、いわば平熱などの程度あるかと、まあ表現としては適当じやないかもしません。その状態を実は調べたい。そうすると、過去の状態を実は再現するという問題がありまして、いまの作業が進行している中でそれがまた過去の作業をやるというよう所まで同じ条件にし、先生御存じのように、たとえば四十年の国勢調査といいましても、あのころはいまの統計局の庁舎は建つておりますんで、たとえば小さい部屋に分かれていたというような状態があるんで、そうなればできるだけその状態に近づける。当時の調査表を持ち出してそれと全く同じ状況をしてみてといふ意味で実は職員を選んだわけでございまして、強いてその意味で申請者をはじいたなんていう性格のものは決してございません。そういう意味で、せめて多少データを得たいということで、これで進めてまいつたというのがその実際でござります。

○河田賢治君 しかし、そういうことをあなた方が十分納得させられぬというのは、あなた方に何かあるわけでしょう、信頼されてないって。だからたゞつて病人になりたかないし、早く治したいの心ですね。そうすれば、こうやつたら問題があつたから、四十八年、九年ごろいろんなたまく機械とか、あるいは休むべッドをつくつたりなら四年ごろ、あなたの方ではそういう

持つてることですかからな。しかし、そこにあなた方が、そういう人から拒否されたりされる問題ですね、どこか問題があるんじやないですか。それは組合があなた方は無茶を言つていると、あるとては診断書を持っているわけでしよう。意見書を持っているわけでしよう。それ出しているわけでしよう。それは全然参考にならぬとか、それだけは診断に値打ちしない、こういうふうにあなた方が思つておられるんですか、主治医のやつは、が思つておられるんですか、主治医のやつは、

○政府委員(川村皓章君) それは昨年の職場診断の際も、これは先生御存じかどうか知りませんが、私どもも数回実は組合の方々にも御説明を申し上げました。その際に、実際対象になります方は、いま申請をしている方々では実はなくして、普通の作業の患者でない方々を実は対象にいたしました。それから、職員組合としても、いわば半分賛成、半分反対みたいなかつこうになりました。その半分賛成という意味は、将来この職場からこういうものを出さないためにそういう検査をやると、いうのはわかる、これはもう職員組合もそこまで話をしてくれました。ただし、それを認定の資料として、それが決め手になるようなことについては、これは反対、これはそういうふうに言つてきました。そのような状態でこの職場診断をやつたということも申し添えておきたいと思います。

○河田賢治君 これはこういうものは、つまりどの程度の労働作業か、こういう一定の限度を見るわけなんですよ。しかし、病気というものは個人差があるでしよう。そうすると、個人個人についてやつぱり調べなければ本当の病気の重さとか病気の扱いということはわからぬわけですね。だから、一般的にはあなたの方で、病人が出だしたもののはなかなかこれは大変なことだ、だから時間かかるとおつしやいましたけれども、しかしそんなことは言いわけですよ。機械が入れば仕事がどうかかかるとおつしやいましたけれども、しかしそんなことは言ひわけですよ。機械が入れば仕事がどうかされるいるわけですね。つまり、病人が出だかなるとか、こういうことはお互にそれは関心がありますが、休憩時間を利用してそういうものを置かれたわけでしよう。それまでなかつた。病人が出了からそういうことをされているんです。そういうふうに問題になつたことは、カルテが

何ですか、休憩時間を利用してそういうものを置かれたわけでしよう。それまでなかつた。病人が出了からそういうことをされているんです。そういうふうに問題になつたことは、カルテが

門家が見てもそれは十分判断できます。そうすれば、それに応対したやつぱり仕事を先取りするぐらいいの気持ちで仕事をしていかなきや仕事をやつているとは言えませんよ、結果を待つてどうとかこうとか言ってね。しかもその結果が出ていますよ。現に労働省の基準局では、刺身の包丁を使う人でも肩を使うといふんでこの災害補償を受けられる。あるいは事務やつている人でも受けられるということになつていてるんでしょう。それを、あなたの方だけが、この問題はまだまだ大変だとか言つて、いつまでたつてもこれは解決しないよなやり方では、私はちょっと責任逃れだと思うんですよ。だからそういう点で、主治医が出してあるんですから、それなんかを十分あなたの方では参考にする、足らなければ主治医を呼んで、まああなた方は医学のあれば傍らに医者を置いて、それでお聞きになる、もつとそれを詳しくお調べになる、そうしないといつまでたつても、現に病気になつていてる人、災害を受けておる人の要するに病状というものを知つていなければ、これはいいとか悪いとか判断できぬでしょ。

○政府委員(川村皓章君) ただいま先生のおっしゃつた点、病人には速やかにその処置を、それから今後は出さないよう、これはともに全く賛成でございます。そのためには過去のこの六年半

と言われるときに、実際にそのデータとなるべく

出してくれということは、実は最初にその御本人にお願いして、そしてそれがためで、それから客観的に人事院から指示されたこういう検査項目だ

けでもせめてできないかといふこともこれがだめ

で、いま最近は患者さんそれ自体が選んでおかか

りになつた主治医から意見書を実は求めておりま

す。これも意見書が出てまいりました。記載の細

かいのと細かくないと実はござりますけれども、それらを通じて、一般の職場診断の状態とそれと比較考量した上で速やかに認定作業を進めたいというのがいまの進行状況でございまして、その点は先生の言つてある趣旨と全く同感の進め

方をいたしております。

○川田賢治君 だからいま非常に、職場診断とい

うのが、何か病気になつてゐるかなつていいか

の基準がすぐここでできるような、そういう不安

を与えているんですよ。われわれはそんなものは

何にも関係ないと思うんだ。それは健康を保持す

るのにどうしたらいかというこの一つの作業

にすぎないんですよ。医者にかかる人の病

状がどんなのか、かかり初めはどうなのか、この

辺をやつぱり調べにやらぬでしよう、本当は

全体の健康を保持するとともに、そういう特殊な

個人的な体力差がある、こういう人には、どの仕

事をやつてどういう場合にそういう事態になるか

とか、こういうことは研究せにやらぬでしよう

けど、しかし、何かデータをつくって、そしてこ

れが何か基準になつてしまつて、これに合わぬもの

はもう病気は認めぬとかいうようさうに、現に

総理府の職員の方々は大分そう思つてゐるん

よ。だから、はつきりとそういう病気の基準をつ

くるんじゃないということを言つてもらいたいん

ですね。

○政府委員(川村皓章君) 職場診断の目的が何

か、これは私ども職員団体の方にも申し上げてござりますが、職場診断の結果を一つのふるいにしまして、個々人をこれでふるいにかけてしまふと

いうようなことを申した覚えはございません。そ

れで、むしろ本来各申請者の方々の細かいデータ

が得られるのが、これが一番必要なんすけれども、それがある程度制約がござりますので、せめ

て通常の状態の作業負荷というのは一般的にどの

くらいかかるものだというふうなことを実は出してお

るんですから、そこを見ていかなければならぬで

すね。ところが、あなたの方では、どうも医者の

意見書なり診断、そういうものは余り重きを置か

ぬ、もう最初から疑つた形でおやりになつてゐる

よう気がするんですよ。出したなら出したり、

これはひとつどこどこで検討する、どうも一人じ

やぐあい悪いからこういう医者も交えてひとつ検

討するとか、そういうふうな、取り扱いをもうち

よつと公正にやれば、恐らく出している人はまあ

多少でも納得するんじやないか、前進するんじや

ないかと思うんですがね、どうもそういうところ

がないようですね。

○政府委員(川村皓章君) お言葉を返すよう恐

縮でござりますけれども、むしろ先生のおっしゃ

つたとおりに運べれば、この七年間これほど遅延

なくて私は済んだと思います。その点は、最初は

むしろ客観的なお医者さんによつてその方々を診

てもらうことはどうだ、そういうところから実は

始まりまして、それが診せてもらえないから、最

後手段として主治医にかかる方々の実は意

見書をわざわざ取り寄せまして、それでいませめ

て早期に認定を図ろうということで進めていると

ころでございまして、御趣旨のとおりでございま

す。

○治田賢治君 いずれにしましても、とにかく主

治医の診断書といふものは、これはもう主治医で

も、診療所には専門医として職業病を研究し、そ

れを治療している人は相当いるわけですね。むし

る、大きな総合病院なんかになりますと余りいな

いですよ。少し変わつた病気診て、そうして

よ。だから、はつきりとそういう人が比較

ひとつ論文でも書いて手柄しようという人が反対

してやつぱり病気というものは個人差もずいぶんあ

るんですから、そこを見ていかなければならぬで

すね。ところが、あなたの方では、どうも医者の

意見書なり診断、そういうものは余り重きを置か

ぬ、もう最初から疑つた形でおやりになつてゐる

よう気がするんですよ。出したなら出したり、

これはひとつどこどこで検討する、どうも一人じ

やぐあい悪いからこういう医者も交えてひとつ検

討するとか、そういうふうな、取り扱いをもうち

よつと公正にやれば、恐らく出している人はまあ

多少でも納得するんじやないか、前進するんじや

ないかと思うんですがね、どうもそういうところ

がないようですね。

○政府委員(川村皓章君) お言葉を返すよう恐

縮でござりますけれども、むしろ先生のおっしゃ

つたとおりに運べれば、この七年間これほど遅延

なくて私は済んだと思います。その点は、最初は

むしろ客観的なお医者さんによつてその方々を診

てもらことどうだ、そういうところから実は

始まりまして、それが診せてもらえないから、最

後手段として主治医にかかる方々の実は意

見書をわざわざ取り寄せまして、それでいませめ

て早期に認定を図ろうということで進めていると

ころでございまして、御趣旨のとおりでございま

す。

○河田賢治君 結局まあ個人個人の診断が必要な

んであって、それでその病状を確かめることによ

じゃないですよ。この点は私はひとつやかましく言つておきたいと思うんです。で、どうしても職場診断なんか、あなた方非常に重視するというのなら、その医者と名前、どこにお勤めになつていいか、診断のデータ、これができたらひとつ私の方に回してもらいたい、そういうことに使うんだですよ。

それからもう一つは、認定のめど、衆議院の方ではことしの三月をめどにと、中路衆議院議員の質問に答えて約束されているんですね。認定時期を大体三月をめどにするというのですが、三月は大分過ぎまして、現に五月の半ば過ぎております。こういう認定の問題について、あなた方は少しはめどが立たぬのですか、大体何月ごろか。

○委員長(中山太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山太郎君) 速記を起こして。

○政府委員(川村皓章君) ただいまの質問は、五

月の六日の日に、衆議院の内閣委員会で中路先生に答弁を申し上げた際にも明らかでございますが、三月までにと約束したというではないかといふ

う先生の御質問でございましたが、私の方はなるべく早くやりますのでという御回答を申し上げてございます。ですから、むしろ三月と言つたのは

中路先生のお言葉の方でございまして、私どもそ

ういう約束はした覚えはございません。

それからなお、職場診断でございますが、これは一つのやはり参考資料でございまして、恐らく

今月中と思われますけれども、報告書が出てくる

ということです。それで、これ

は認定は早期に進めたいということで総務長官も申されておりますので、その辺の結果が出るまでは、個人的な認定にも絡む問題でありますので、公表は実は差し控えたいと思っております。

○河田賢治君 委員長一つだけ。

この間、労働基準局で、病気は違いますよ、つまり椎間板ヘルニア、ぎっくり腰なんですね、道路を平らにしていく人、これが労災にかかるって申請したが、だめだというので裁判で争つたんです

よ。京都の地方裁判所で勝つて、大阪の高裁で勝ち、そして、この十六日に最高裁へいくかどうか

ということになつてましたんで。労働省はついに、裁判が二審とも破れましたので、この椎間板

ヘルニア、これを認めたわけですよ。災害補償

を。そして、昭和四十三年に出した通達、これに

のつとつてやつたんだけれども、しかし、この通

達も見直すということをこの間発表しているん

ですよ。こういうふうに、時代が少しでも移れ

ば、やっぱりどんどんこれまでの通達を見直さな

ければならぬ。どんな新しい病気が出るかわか

らぬし、またそれに対応するような対策も立てな

ければならぬ。したがつて、本来もうこんなこと

は中で解決できることです。それが裁判へいっ

て裁判でだめだと言われて下がつて、そして通達

も直しますと、災害も認めますということになつ

ちゃつた。この辺あなた方は、何か古いものにと

らわれて、いつまでも古いものを守つていこうと

いう態度はよくないです。いまは新しい時代に

変わつているんです。この点を総務長官ひとつ、

こういう時代であるということを認識して、あな

たのところの問題なんですか、から処理してもらいたい

い。

○國務大臣(植木光教君) この頸肩腕障害の問題につきましては、四十四年からいろいろな曲折を経ているところでございまして、先ほど伺つてお

りますような河田委員の御所見のようなことが、職員団体と担当局との間に早く合意ができました

ならば、こんなに長い時間はからなかつたといふように私どもは考えております。第三者者医療機関で特別診断を受けてはどうかというのに対して

職員団体の理解が得られませんで、また罹病者の主治医にカルテを出していただきたいと言いましたところ、これが提出することができないと

どころが、一番この問題解決の最初の段階でつづいたゆえんでございまして、その後、私が就任をいたしましてこの事情をしさいにわたつて聞きまし

ましたが、何と申しましても、職員の健康と安全

を守り、職務の完遂に精励するということが公務員に与えられた使命でございますから、管轄職の者といたしましても、誠心誠意をもつてこれに当たるようにして、ずっと今日に至つたわ

けでございます。そして、ただいま局長がお答えをいたしましたように、主治医の意見書の提出をいたしましたように、専門家から得るという段階に至つておりますので、したがいまして、この専門家の御判断に基づきまして、できるだけ早く結論を出してまいりたいと存じます。このことにつきましては、けさほどもお答えをしたとおりでござります。

○委員長(中山太郎君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山太郎君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、野田君から発言を求められておりますので、これを許します。野田君。

○野田哲君 私は、ただいま可決されました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案に対し、各党共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

〔附帯決議案に対する附帯決議案〕

政府は、次の事項について速やかに検討の上

善処すべきである。

一 一般公務員が、特に危険をおかして職務を

遂行し災害を受けた場合には、特別公務災害としての補償を行うこと。

一 民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。

一 公務災害の認定及び審査については、現在懸案中のものを含め、今後法の趣旨にもとづき、迅速かつ公正に行われるよう配慮すること。

以上でございます。

右決議する。

○委員長(中山太郎君) 岩間君。

○岩間正男君 ただいま野田議員から提案されま

した附帯決議案の第三項の中に、現在懸案中の公

務災害の認定及び審査、これはいろいろあると思

いますが、特に当委員会多年の審議の経過にかん

がみて、一般事務職員等の頸肩腕症候群を重視す

るものと了解して共同提案並びに本附帯決議案に賛成するものであります。

○委員長(中山太郎君) ただいま野田君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山太郎君) 全会一致と認めます。よ

つて、本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山太郎君) 全会一致と認めます。よ

つて、野田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、ただいまの決議に対し政府から発言を

求められておりますので、これを許します。植木

総理府総務長官。

○國務大臣(植木光教君) ただいま議決されま

した附帯決議の御趣旨につきましては、今後、人事院の調査研究を待つて十分検討いたしたいと考えます。

なお、公務災害の認定の問題につきましては、

今後とも十分努力してまいる所存であります。  
○委員長(中山太郎君) なお、審査報告書の作成  
につきましては、これを委員長に御一任願いたい  
と存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山太郎君) 御異議ないと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後五時一分散会

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する  
法律案

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、今上陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催  
に関する請願(第五九〇一号)

一、金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
(第五九〇二号)

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請  
願(第五九〇三号)

第五九〇一号 昭和五十一年四月二十八日受理  
今上陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願(六通)

請願者 鹿児島市西千石町一七ノ三一 内

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五九〇二号 昭和五十一年四月二十八日受理  
金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 香川県高松市玉藻町五ノ三 高橋

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五九〇三号 昭和五十一年四月二十八日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町池戸 森松子

紹介議員 平井 卓志君

外七十四名

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。



昭和五十一年六月五日印刷

昭和五十一年六月七日施行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局